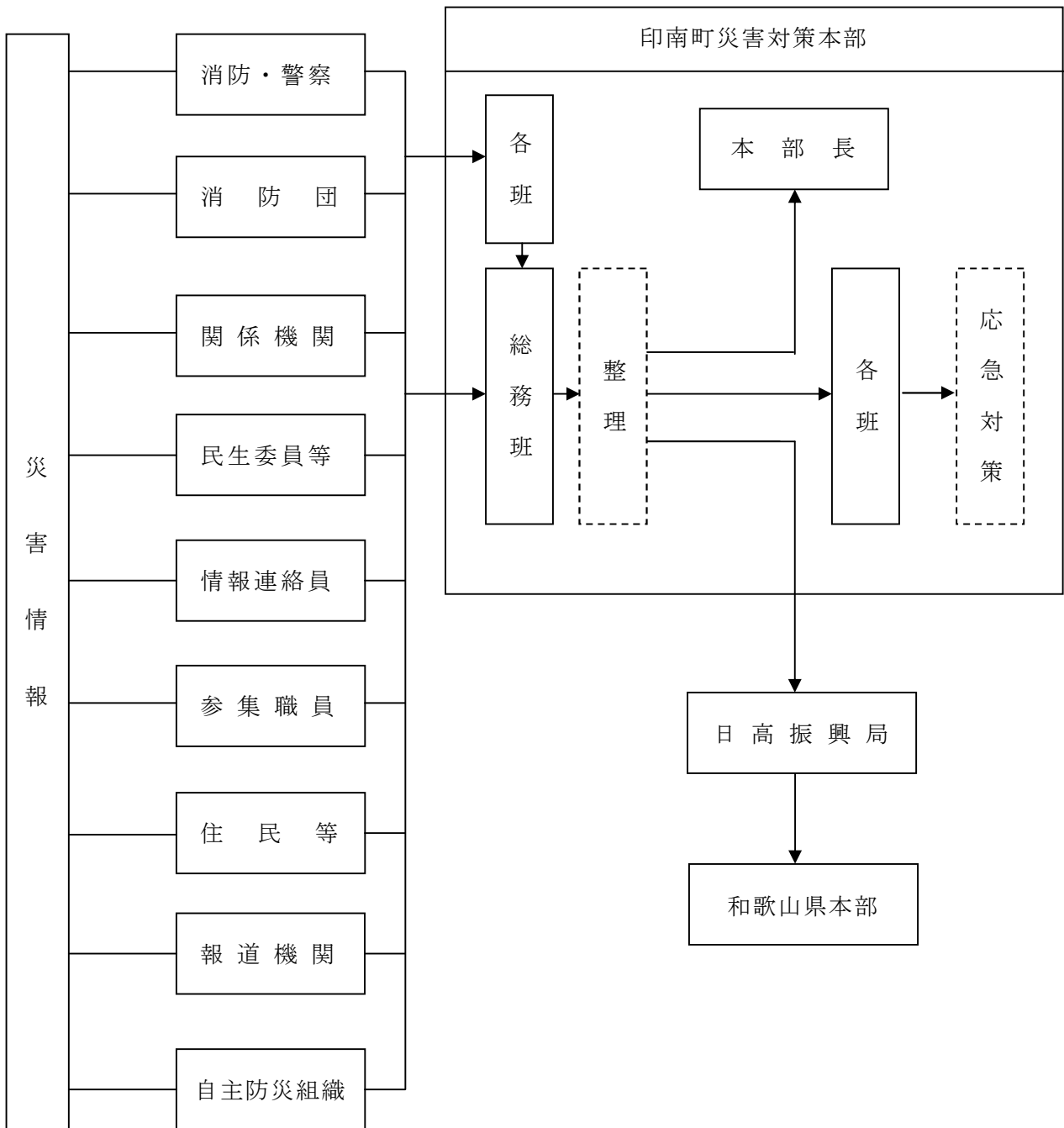


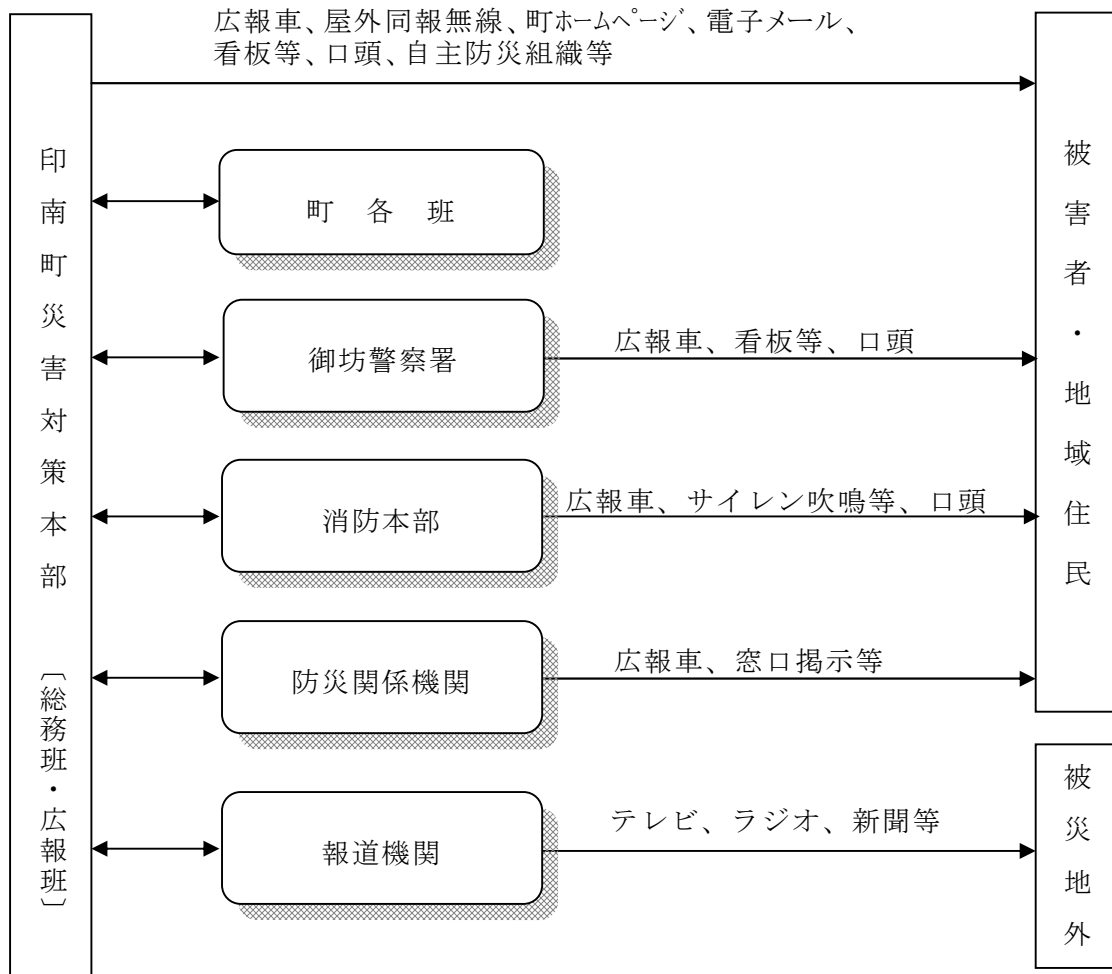
■災害状況等の収集伝達系統



■防災関係機関の収集する情報

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1. 被害・復旧の状況	
①人的被害状況 住居被害状況 火災状況	<pre> graph TD Inami[印南町 (総務班)] --> Nishikubo[日高振興局 (総務県民課)] Nishikubo --> Prefecture[県本部 (福祉保健総務課, 防災企画課)] Inami --> Fire[消防機関] Inami --> Police[御坊警察署] Fire --> Prefecture Police --> Prefecture Nishikubo --> Support[救助・厚生班, 建設班] </pre>
②医療救護情報	<pre> graph TD Inami[印南町 (総務班→医療班)] --> HealthCenter[御坊保健所] HealthCenter --> Prefecture[県本部 (福祉保健部)] Inami --> Medical[医療機関] Medical --> HealthCenter Inami --> Assoc[日高医師会] Assoc --> Prefecture Assoc --> Assoc2[県医師会] Assoc2 --> Prefecture </pre>
③災害時要配慮者情報	<pre> graph TD Inami[印南町 (総務班→救助・厚生班)] --> Nishikubo[日高振興局] Nishikubo --> Prefecture[県本部 (福祉保健部)] Inami --> Welfare[福祉施設等] Welfare --> Prefecture Inami --> Comm[民生委員] Comm --> Prefecture </pre>
④道路被害状況 道路復旧状況 道路渋滞状況 交通規制状況	<pre> graph TD Inami[印南町 (総務班→建設班)] --> Nishikubo[日高振興局] Nishikubo --> Prefecture[県本部] Inami --> Police[御坊警察署] Police --> Prefecture </pre>
⑤堤防、護岸、海岸 施設の状況	<pre> graph TD Inami[印南町 (総務班→建設班)] --> Prefecture[県本部 (農林水産部)] Inami --> Nishikubo[日高振興局] Nishikubo --> Prefecture </pre>
⑥ライフライン状況	<pre> graph TD Inami[印南町 (水道 (医療班))] --> Nishikubo[日高振興局] Nishikubo --> Prefecture[本部 (関係各課)] Inami --> Prefecture Lifeline[Lライフライン関係機関] --> Prefecture </pre>
⑦文教施設関係情報	<pre> graph TD Inami[印南町 (教育班)] --> Nishikubo[日高振興局] Nishikubo --> Prefecture[本部 (教育庁)] PrefectureRun[県立文教施設] --> Prefecture Private[民間文化施設] --> Prefecture </pre>
⑧その他の施設の状況	<pre> graph TD Inami[印南町] --> Nishikubo[日高振興局] Nishikubo --> Prefecture[本部 (関係各課)] PrefectureRun[県立施設] --> Prefecture Other[その他の施設] --> Prefecture </pre>
2. 対策の実施状況	
①住民避難の状況	<pre> graph TD Inami[印南町 (総務班)] --> Nishikubo[日高振興局 (総務県民課)] Nishikubo --> Prefecture[県本部 (福祉保健部)] Inami --> Police[御坊警察署] Police --> Prefecture </pre>
②救援物資 避難所の運営 ボランティア	<pre> graph TD Inami[印南町 (総務班, 救助・厚生班)] --> Nishikubo[日高振興局 (総務県民課)] Nishikubo --> Prefecture[県本部 (福祉保健部)] Relief[救援対策部門] --> Prefecture </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph TD Inami[印南町 (総務班)] --> Nishikubo[日高振興局] Nishikubo --> Prefecture[県本部 (関係各課)] Related[関係機関] --> Prefecture </pre>

■ 広報の伝達経路



■ 広報例文：各種情報の広報例文

[例文1] 大雨に関する情報の周知と住民への注意喚起

◎（梅雨）前線による大雨に関する情報について、お知らせします。

〇〇地方では、（梅雨）前線が引き続き停滞し、〇〇町〇〇では、降り始めてからの雨量が△△ミリに達しております。

これから夜半にかけて（梅雨）前線が活発になるおそれがありますので、今後の雨の降り方に十分注意して下さい。

また、災害を未然に防ぐためにも、家のまわりに山やがけ地のあるお宅は、斜面に亀裂や異常出水が起きていないか点検するとともに、異常があれば早めに避難して下さい。

雨は、今後も降り続く見込みです。テレビやラジオ等の気象情報に注意して下さい。

なお、〇〇公民館、◇◇小学校体育館は、避難所として開放していますので、ご利用下さい。

[例文2] 避難準備、勧告、指示

≪水害≫

[避難準備・高齢者等避難開始]

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)です。

〇〇時〇〇分に〇〇地区、〇△地区、△△地区に対して避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

【〇〇川の水位が〇〇mになっており、】今後の状況によっては、〇〇川がはん濫するおそれがありますので、〇〇〇〇(避難所)などのできるだけ安全な避難先に避難してください。

(防災行政無線及び広報車の場合：切迫感を持って伝える)

[避難勧告]

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)です。

〇〇時〇〇分に〇〇地区、〇△地区、△△地区に対して避難勧告を発令しました。

【〇〇川の水位が〇〇mになっており、】今後、〇〇川がはん濫する危険がありますので、〇〇〇〇(避難所)などのできるだけ安全な避難先に【近所の方に声を掛けながら】避難してください。

【また、逃げ遅れた場合には、自宅の2階や近くの建物の高層階等にて身の安全を確保してください。】

(防災行政無線及び広報車の場合：多少早口で切迫感を持って伝える)

<※危険性を伝える情報伝達>

- ・〇〇川の水位が上昇し、はん濫するおそれがあります。
- ・〇〇川で水位が〇〇mに達しています。
- ・〇〇川の〇〇付近で堤防の異常が認められます。
- ・〇〇付近で浸水が発生しています。……など

[避難指示(緊急)]

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)。

〇〇時〇〇分に〇〇地区、〇△地区、△△地区に対して避難指示(緊急)を発令した。

【〇〇川の水位上昇により、はん濫する危険性があるので、】直ちに〇〇〇〇(避難所)等へ避難すること。

また、逃げ遅れた場合には、自宅の2階や近くの建物の高層階等にて身の安全を確保すること。

《土砂災害》

[避難準備・高齢者等避難開始]

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)です。

〇〇時〇〇分に〇〇地区、〇△地区、△△地区に対して避難準備・高齢者等避難開始情報を発令しました。

土砂災害の兆候がありますので、〇〇〇〇(避難所)などのできるだけ安全な避難先に避難してください。

(防災行政無線の場合：多少早口で切迫感を持って伝える)

[避難勧告]

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)です。

〇〇時〇〇分に〇〇地区、〇△地区、△△地区に対して避難勧告を発令しました。

【土砂災害警戒情報が発表されており、】今後土砂災害による重大な被害のおそれがありますので、〇〇〇〇(避難所)などのできるだけ安全な避難先に避難してください。

<※危険性を伝える情報伝達>

- ・土砂災害警戒情報が発表されています。
- ・〇〇地区で(がけ崩れ・土石流・地すべり)が発生しています。
- ・浸水により〇〇道は通行できません。 ……………など

[避難指示(緊急)]

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)。

〇〇時〇〇分に〇〇地区、〇△地区、△△地区に対して避難指示(緊急)を発令した。

【土砂災害が発生しているため、】直ちに〇〇〇〇(避難所)等へ避難すること。

また、逃げ遅れた場合には、自宅の2階や近くの建物の高層階等で、斜面と反対側の部屋にて身の安全を確保すること。

《津波》

[避難勧告]

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)です。
〇〇時〇〇分に本町沿岸部全域に対して避難勧告を発令しました。
直ちに安全な高台へ避難してください。

[避難指示(緊急)]

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)です。
〇〇時〇〇分に本町全域に対して避難指示(緊急)を発令しました。
直ちに安全な高台へ避難してください。

<※津波到達まで30分程度>

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)。
沿岸部にいる人は、直ちにできるだけ遠くの高台に避難すること。

<※津波到達まで10分程度>

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)。
沿岸部にいる人は、直ちに高台に避難しなさい。
逃げ遅れた人は、近くのできるだけ高い建物の2階以上へ避難しなさい。
※防災行政無線による放送の場合には、サイレン音を鳴らすこと。

<※津波到達直前>

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)。
直ちに高台に避難しなさい。
逃げ遅れた人は、近くのできるだけ高い建物の2階以上へ避難しなさい。

<※津波到来(警報解除まで)>

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)。緊急速報。
津波は引いているが、まだ危険な状況。
引き続き避難を継続すること。
※防災行政無線による放送の場合には、サイレン音を鳴らすこと。

《地震》

[震度4]

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)です。
ただいま、地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。
あわてて、外へ飛び出さないでください。

[震度5弱以上]

こちらは、印南町(印南町災害対策本部)です。
ただいま、強い地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。
あわてて、外へ飛び出さないでください。
狭い路地やブロック塀には気をつけてください。

〔例文3〕 火災発生状況

- ◎ ○○町付近で火災が発生しています。
○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、○○地区の火災は、○○方面へ燃え広がっています。
○○地域の住民の方は、直ちに○○へ避難して下さい。
- ◎ 町内の皆さん、避難の用意をして下さい。
○○町付近で火災が発生しています。
飛び火に注意しながら、安全な○○へ避難して下さい。

〔例文4〕 交通状況

- ◎ 現在、○○線は、すべて運転を見合わせています。
JRでは、線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意して下さい。
- ◎ 現在、町内のすべての道路（○○通り）が○○のため、車両の通行が禁止されています。
町民の皆さん、自動車は使用しないで下さい。
ドライバーの皆さんは、現場の警察官等の指示に従って下さい。
- ◎ 現在、○○線は、○○～○○間で運転が一部再開されました。
- ◎ 現在、町内を運行しているバスは、○○通りを走っている○○交通の○○行きです。
その他のバスは、運転の見通しが立っていません。

〔例文5〕 被災者の避難収容場所の周知

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。
被災者の避難場所は、○○と○○に設置されています。
お困りの方は、直接避難所にお出になるか、町役場にご相談下さい。

〔例文6〕 防疫、保健衛生に関する注意

- ◎ 町民の皆さん、食中毒や感染症にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど、衛生面に十分注意して下さい。
また、熱が出たり、下痢など、身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けて下さい。
食中毒症状の時は、○○保健所へ連絡して下さい。

■和歌山県下消防広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、和歌山県域内（以下「県下」という。）において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次の掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した地域を管轄する市町村等（以下「要請側市町村等」という。）の長（一部事務組合の管理者を含む。以下同じ。）又は消防長が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等（以下「応援側市町村等」という。）の長又は消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2) 被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側市町村等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の消防長に通報するものとする。

3 応援側市町村等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、要請側市町村等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、前条の応援要請を待つことなく応援隊を派遣することができるものとする。この場合において、当該応援隊の派遣は、同条の応援要請により行ったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援側の指揮は、原則として要請側市町村等の長又は消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(応援隊等の登録)

第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援側市町村等が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費、災害補償費
- イ 出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出動中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費
- オ 被服の損料費

(2) 要請側市町村等が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。）
- オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金
- カ その他、応援活動中に要した諸経費

2 経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあっては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

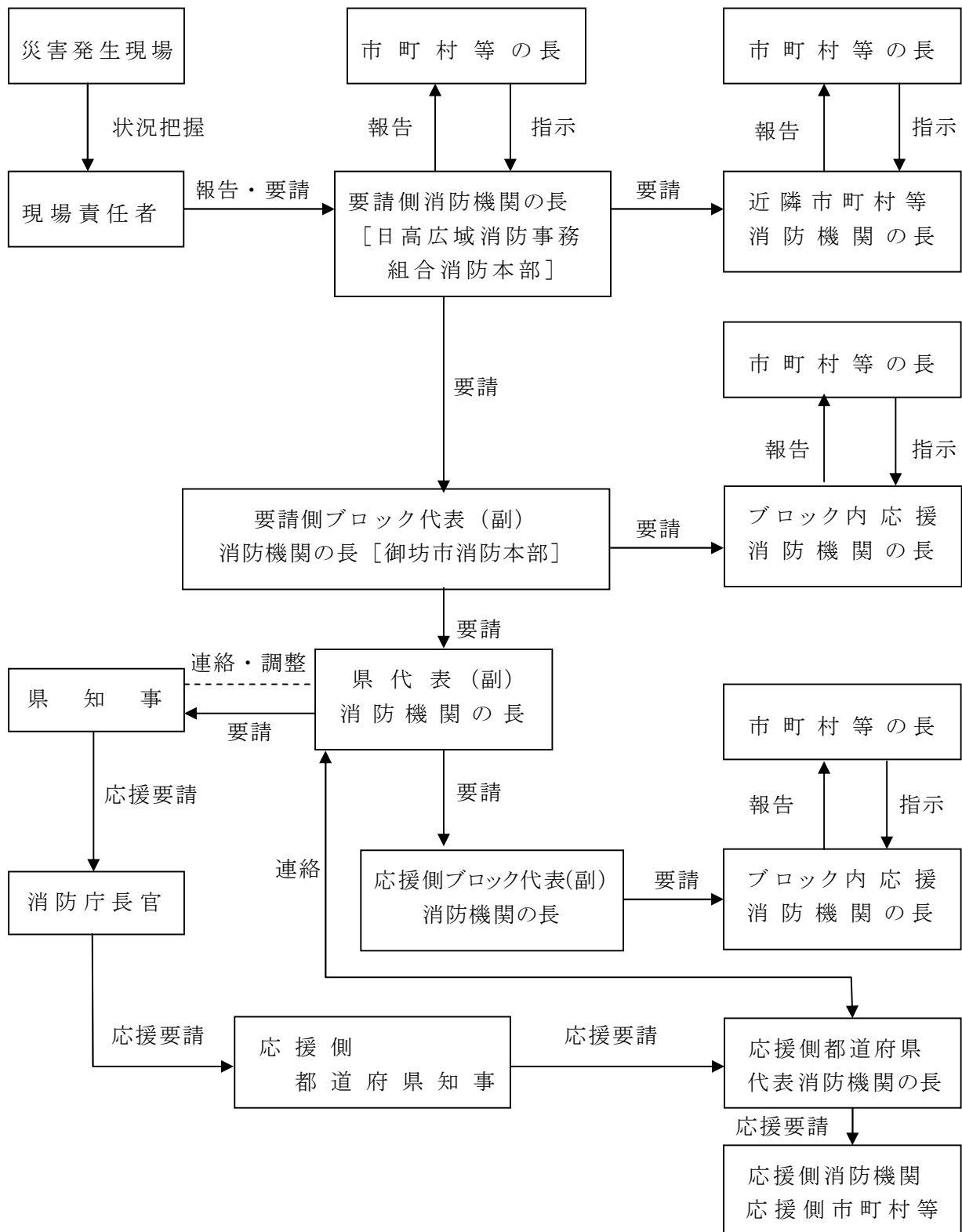
第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村長等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 58 通を作成し、市町村等において各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 3 月 1 日 締結

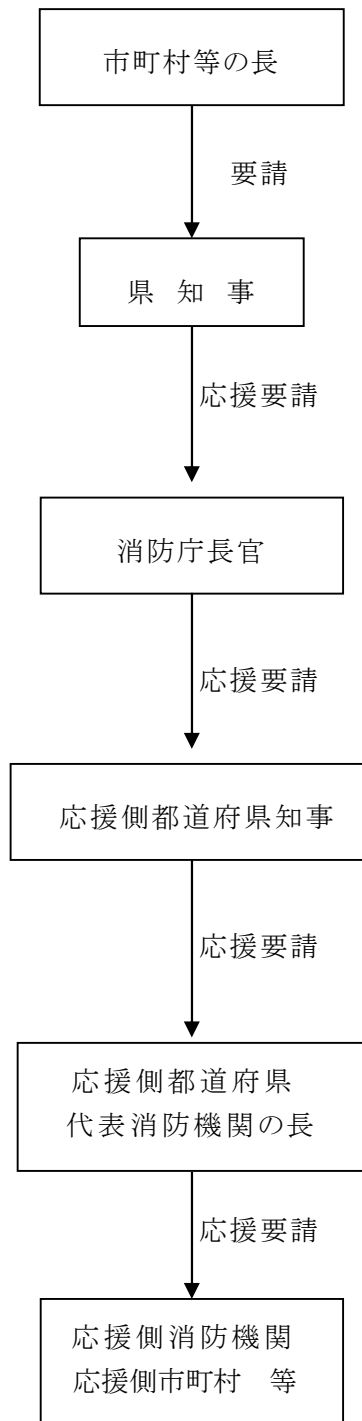
平成 25 年 9 月 2 日 一部変更

■消防広域応援要請の流れ

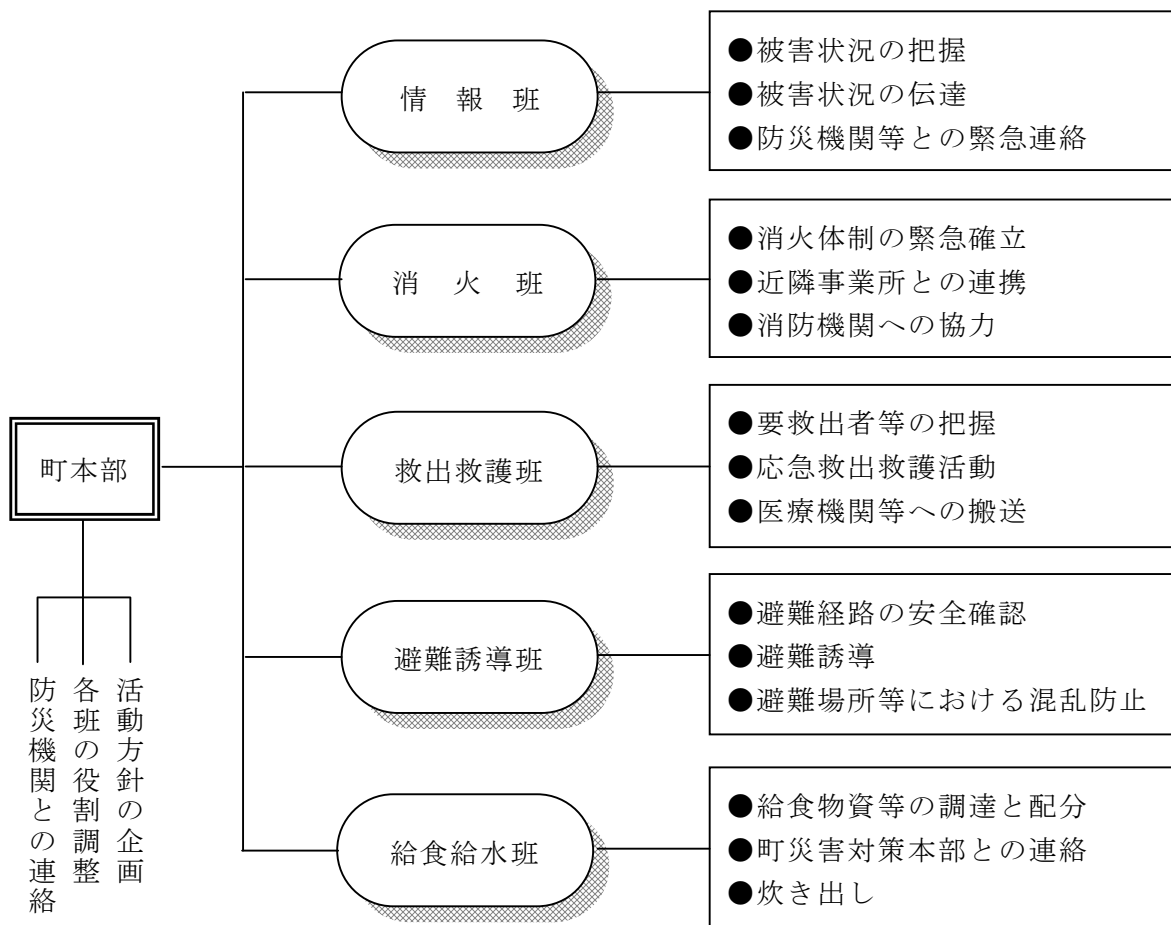


県代表消防機関 = 和歌山市消防局
 県副代表消防機関 = 御坊市消防本部、田辺市消防本部
 紀中ブロック代表消防機関 = 御坊市消防本部
 紀中ブロック副代表消防機関 = 日高広域消防事務組合消防本部

■緊急消防援助隊要請の流れ



■自主防災組織の班編成



■ 燃料調達先

(平成30年10月)

	業 者 名	住 所	電 話 番 号
ガ ソ リ ン	株式会社石橋	印南 1 7 4 1 - 1	4 2 - 0 3 0 4
	株式会社印南石油店	印南 1 2 1 3 - 1	4 2 - 0 5 5 9
	有限会社山中石油	島田 1 1 6 1 - 1	4 3 - 0 1 2 7
	春日石油 (株) 南谷給油所	南谷 1 4 1 0	4 4 - 0 6 7 7
プ ロ パ ン	株式会社石橋	印南 1 7 4 1 - 1	4 2 - 0 0 2 3 4 2 - 0 3 0 4
	溝西商店	印南 2 4 2 1 - 7	4 2 - 0 1 4 6
	西和食品株式会社	島田 1 1 0 1 - 5	4 3 - 0 1 1 7
	小山商店	印南原 8 0 1 - 2	4 4 - 0 0 5 1
	岩津商店	印南 1 7 9 6	4 2 - 0 0 2 9

■緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート

1 事前届出

- 事前届出の書類により届出(2部提出)
- ※再交付申請も同じ

届出者



警察署長



公安委員会
(交通規制課)

- 「緊急通行車両等事前届出済証」の保管

- 「緊急通行車両等事前届出済証」を交付

- 「緊急通行車両等事前届出済証」を送付

- 「緊急通行車両等事前届出済証」を作成

※緊急通行車両の場合。

2 災害時等における緊急通行車両等の確認

事前届出車両



- 警察本部(交通規制課)
- 高速道路交通警察隊
- 最寄りの警察署
- 交通の検問場所



車両の使用者

- 確認申出
 - ・ 緊急通行車両等事前届出済証を提示
 - ・ 緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載

- 緊急通行車両等事前届出済証を確認
- 標章、確認証明書を作成

- 標章、確認証明書を交付

※緊急通行車両の場合。

■町内医療機関

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
川 口 医 院	印南町印南 3140-1	0738-42-0030	病床数 0 内, 消, 循
西 岡 外 科	印南町印南 2275	0738-42-0237	病床数 0 内, 外, 整, 理
小溝クリニック	印南町島田 1163-11	0738-43-8000	病床数 0 内, 消, 小, 外, 皮, 肛, リ, 放, 麻
上 平 医 院	印南町印南 2245-1	0738-42-0274	病床数 0 内, 呼, 消, 循, 小 皮, 放
笹野クリニック	印南町古井 521	0738-45-0880	病床数 0 内, 整, 皮, 理, 麻

■町内医薬品販売店

名 称	所 在 地	電話番号
古 川 薬 局	印南町印南 3148-3	0738-42-0002
キリン薬局印南店	印南町印南 1996-3	0738-42-1270
ココカラファイン印南店	印南町印南 1974	0738-42-8730
タイコー堂薬局印南店	印南町島田 1164-1	0738-43-8011

■重症者の受入れ可能な後方医療機関

○和歌山県災害拠点病院

(その1)

区分	医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
総合	和歌山	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	糖尿病・内分泌・ 代内・消内・呼内・ 腫内・循内・神経・ 神内・小・心血管外・ 呼外・乳外・消外・ 内分泌外・小外・ 脳外・整・皮・泌尿・ 産婦・眼・耳・放・麻・ 歯外・リハ・血内・ 救急・腎内・リウ・ 形成・病理	(TEL)073-447-2300 (衛星携帯) 090-8654-2703 (FAX)073-441-0713
総合	和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目20	循内・消内・糖尿病・ 内分泌内・血内・外・ 小外・乳外・眼・耳・ 産婦・小・泌尿・腎内・ 皮・整・歯外・放治療・ 放診断・脳外・麻・ 呼内・心血管外・ リハ・神内・精・形成・ 呼外・心内・リウ・ 救急・病理・漢内・ 感染内	(TEL)073-422-4171 (衛星携帯) 090-7355-2418 090-8829-1228 (FAX)073-427-2344
地域	和歌山	労働者健康福祉機構 和歌山労災病院	和歌山市木ノ本 93-1	内・神内・呼内・消内・ 循内・血内・小・外・ 呼外・整・脳外・皮・ 泌尿・産婦・眼・耳・ リハ・放・麻・救急	(TEL)073-451-3181 (衛星携帯) 080-8510-5306 080-8307-1320 (FAX)073-452-7171
地域	那賀	公立那賀病院	紀の川市打田1282	内・呼内・小・外・整・ 産婦・眼・耳・循内・ リウ・脳外・呼外・皮・ 泌尿・リハ・放・麻・ 乳外・精神・神内・ 臨検・腎内・病理・ 救急	(TEL)0736-77-2019 (衛星携帯) 080-2542-0286 090-4304-2445 (FAX)0736-77-4659
地域	橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	内・心療内・呼内・ 循内・小・外・整・ 脳外・呼外・ 心血管外・皮・泌尿・ 産婦・眼・耳・リハ・ 放・麻・乳外・歯外・ 病理・腎内・消内・ 代内・救急	(TEL)0736-37-1200 (衛星携帯) 090-7764-9984 (FAX)0736-37-1880
地域	有田	有田市立病院	有田市宮崎町6	内・循・小・外・整・脳・ 皮・泌尿・産婦・眼・耳	(TEL)0737-82-2151 (衛星携帯) 870-776712790 090-8887-9030 (FAX)0737-82-5154

注) 区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。

○和歌山県災害拠点病院

(その2)

区分	医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
地域	御坊	国保日高総合病院	御坊市藪116-2	内・循内・精・小・外・ 整・脳外・皮・産婦・ 眼・耳・放・泌尿・ 歯外・麻	(TEL)0738-22-1111 (衛星携帯) 080-2522-3590 090-8653-7699 (FAX)0738-22-7140
地域	田辺	紀南病院	田辺市新庄町 46-70	内・神内・呼・消・循・ 小・外・整・脳外・ 呼外・心臓血管外・ 小外・形成・皮・泌尿・ 産婦・眼・耳・リハ・ 放・麻・歯外・病理	(TEL)0739-22-5000 (衛星携帯) 080-2535-2210 080-8305-2476 (FAX)0739-26-0925
地域	田辺	(独)国立病院機構 南和歌山医療センター	田辺市たきない町 27-1	内・腫内・精・呼・消・ 循・小・外・整・脳外・ 胸心血管外・乳外・ 呼外・救急・泌尿・ 産婦・眼・耳・リハ・ 放・麻・皮・歯外・形成	(TEL)0739-26-7050 (衛星携帯) 090-8791-3265 080-8525-0204 090-7482-3039 (FAX)0739-24-2055
地域	新宮	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	内・神内・循・小・外・ 肛外・整・形成・脳外・ 呼外・心血管外・皮・ 泌尿・産婦・眼・耳・ リハ・放・麻・歯外	(TEL)0735-31-3333 (衛星携帯) 870-772283472 090-7492-6220 (FAX)0735-31-3337

注) 区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。

○和歌山県災害支援病院

(その1)

医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
和歌山	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁 45	内・消内・糖尿病・代内・ 循内・外・脳外・心血管外・ 整・リハ・放・麻・眼・耳鼻・ 皮・泌尿・人透内	(TEL)073-424-5185 (衛星携帯) 080-2457-7069 (FAX)073-425-6485
和歌山	海南医療センター	海南市日方1522-1	内・小・外・泌尿・婦・眼・ 耳・麻・整・皮・リハ・放	(TEL)073-482-4521 (衛星携帯) 870-776741813 (FAX)073-482-9551
和歌山	国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町 小畑198	内・精・神内・外・整・脳・ 産婦・眼・耳・リハ・小・ 循内・呼内・泌尿・消内・ 消外・肛外	(TEL)073-489-2178 (衛星携帯) 080-8533-0132 (FAX)073-489-5639
那賀	貴志川リハビリテーシ ョン病院	紀の川市貴志川町 丸栖1423-3	整・脳外・内・循内・リハ・ 外・心血管外・放・麻・救急	(TEL)0736-64-0061 (衛星携帯) 080-2540-8007 (FAX)0736-64-0063

○和歌山県災害支援病院

(その2)

医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
橋本	和歌山県立医科大学 附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町 妙寺219	内・小・外・整・脳外・眼・ 循内・神内・リハ・麻	(TEL)0736-22-0066 (衛星携帯) 080-8533-0132 (FAX)0736-22-2579
橋本	(医)南労会紀和病院	橋本市岸上18-1	内・外・整・循内・消内・ 呼内・糖尿病・代内・泌尿・ 神内・皮・放・脳・リハ・麻・ 内視鏡内・人透内・消外・ 乳外・疼痛緩和内	(TEL)0736-33-5000 (衛星携帯) 080-8527-6057 (FAX)0738-33-5100
有田	済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川 52-6	内・消・循・外・整・眼・耳・ リハ・放・心血管外・泌尿・ 皮・脳外	(TEL)0737-63-5561 (衛星携帯) 870-776736014 870-776712790 (FAX)0737-62-3420
御坊	(独)国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田 1138	内・呼内・循内・脳神内・ 外・呼外・心血管外・小・ 放・歯・リハ	(TEL)0738-22-3256 (衛星携帯) 090-7489-7855 (FAX)0738-23-3104
御坊	北出病院	御坊市湯川町財部 728-4	総合・消外・消内・糖内・ 腎内・循内・整・ 整(スポーツ)・リウ・ 脳外・乳外・泌尿・小アレ・ 歯・小	(TEL)0738-22-2188 (衛星携帯) 870-776321519 (FAX)0738-22-2120
田辺	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町 1447	内・心内・神内・呼・消・ 循・小・外・整・脳外・皮・ 泌尿・婦・眼・耳・リハ・ 麻・リウ・アレ	(TEL)0739-43-6200 (衛星携帯) 080-8333-1876 080-8518-7302 (FAX)0739-43-7891
田辺	国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町 周参見2380	内・外・リハ	(TEL)0739-55-2065 (衛星携帯) 080-2488-7470 (FAX)0739-55-2225
新宮	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町 サンゴ台691-7	内・外・整・泌尿・産婦・眼・ 耳・小・脳外	(TEL)0735-62-7111 (衛星携帯) 080-2530-6475 (FAX)0735-67-7200
新宮	那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦 町天満483-1	内・循内・糖内・小・外・整・ 婦・眼・耳・リハ・放	(TEL)0735-52-1055 (衛星携帯) 080-8306-5258 (FAX)0735-52-3853

○和歌山県救急告示医療機関一覧

地 区	医療機関名	住所	電話番号	病床数
御 坊	北出病院	御坊市湯川町財部728-4	0738-22-2188	182
	国保日高総合病院	御坊市菌116-2	0738-22-1111	404
	整形外科北裏病院	御坊市湯川町小松原454	0738-22-3352	100
	(独)国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	0738-22-3256	325
田 辺	研医会田辺中央病院	田辺市南新町147	0739-24-5333	140
	(独)国立病院機構 南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	0739-26-7050	316
	紀南病院	田辺市新庄町46-70	0739-22-5000	356
	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	0739-43-6200	258
	医療法人宝山会 白浜小南病院	西牟婁郡白浜町3220-9	0739-82-1200	200
	国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町周参見2380	0739-55-2065	72

■地区医師会

医師会名	住所	電話・FAX
日高医師会	〒644-0002 御坊市藪290	(電話)0738-22-3144 (FAX)0738-23-5472

■透析可能な医療機関

病院名	所在地	電話
国保日高総合病院（救急告示）	御坊市藪116-2	0738-22-1111
北出病院（救急告示）	御坊市湯川町財部728-4	0738-22-2188
紀伊クリニック	御坊市湯川町小松原615-1	0738-24-2222
中紀クリニック	御坊市藤田町吉田大河原324-1	0738-22-8777

■印南町指定水道工事店

(平成 30 年 4 月 1 日)

番号	工事店名	住所	電話
1	青木工作所	印南町印南1280	42-0495
2	夏目水道	印南町古井263	45-0106
3	山本屋建材店	印南町印南2274-7	42-0078
4	(有) 喜久屋電設	印南町印南2297	42-0066
5	内匠水道	印南町榎川741	45-0437
6	笹本水道工業所	印南町印南1661-1	42-0315
7	さわい設備	印南町島田1433-6	43-0533
8	佐々木百貨サービス店	印南町西ノ地1428-1	43-0021
9	西溶工所	印南町印南1795	42-0134
10	中前水道	印南町崎ノ原179	46-0432
11	(株) 千代徳組	印南町西ノ地781	43-0102
12	くぼ設備	印南町羽六1576	45-0136
13	芝中電器商会	印南町印南3135-1	42-0045
14	中松水道工業所	印南町宮ノ前605-1	43-0129
15	明和建设(株)	印南町小原155	46-0314
16	(株) 久堀組	印南町西ノ地805	43-1081
17	(有) 坂井家起こし	印南町印南原1976	44-0666
18	中家電気店	印南町印南2274-25	42-0067
19	杉本住設	印南町印南2275-29	42-1654
20	長井電気	印南町西ノ地289	43-1616
21	和住設	印南町川又415-1	46-0229
22	(有) 新紀建設	印南町古井472-1	45-0818
23	日裏組	印南町皆瀬川263	46-0013
24	山本建設	印南町榎川35	45-0355
25	竹中建設(株)	印南町西ノ地657-1	43-0680
26	(有) 豊栄	印南町西ノ地115-10	43-0122
27	(有) 杉本組	印南町西ノ地2337	43-8003

■日本水道協会和歌山支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部（以下『県支部』という。）及び和歌山県水道協会（以下『県水協』という。）に所属する市町村（以下『会員』という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織編成)

第2条 県支部内の会員を6ブロック（以下『ブロック』という。）に分け、その連絡調整として紀北、中紀、紀南の3地区ブロック（以下『地区ブロック』という。）を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連絡を密とする。追って、組織図は別表1のとおりとする。

2 県支部長都市（以下『県支部長』という。）に事務局を設置する。

(応援体制)

第3条 県支部内に災害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。

なお、日本水道協会関西地方支部から要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援内容)

第4条 会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

会員はブロックで構成されている代表都市への応援を依頼する。

代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、県支部長へ応援を要請する。

県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、別表2により速やかに要請先まで提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援職員の派遣)

第6条 前条により応援要請を受けた水道事業体は、ただちに応援要請を整え被災水道事業体に協力しなければならない。

- 2 各水道事業体は、応援活動に従事する職員（以下『応援職員』という。）を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工具及び緊急資材のほか衣類食料、日用品等を携行させるものとする。
- 3 応援職員は、応援水道事業体名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。
- 4 応援職員は、被災水道事業体の指示に従って作業に従事するものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 各水道事業体は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を調査し、その結果を別表3により毎年4月末日までに県支部長に提出するものとする。

- 2 県支部長は、前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ各水道事業体に送付するものとする。

(費用の負担)

第8条 この要綱に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

- 2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。
- 3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員が負うものとする。
- 4 前3項の定めにより難しいときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。

(訓 練)

第9条 会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(補 足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。

(適 用)

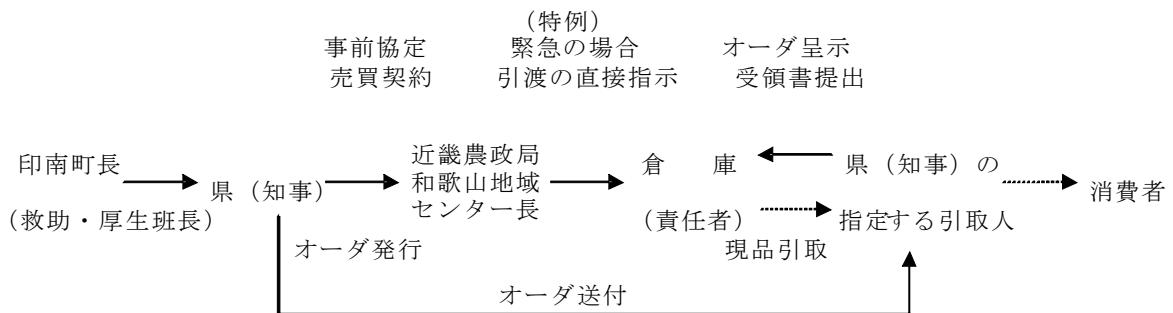
第11条 この要綱は、平成8年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から適用する。

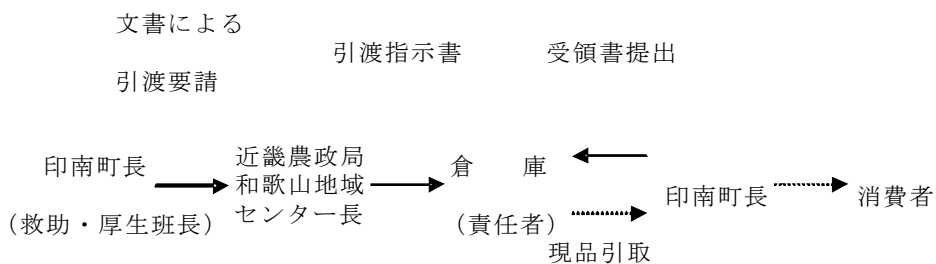
■米穀の応急供給系統図

1. 県（知事〔農林水産部〕）に対する応急食糧の直接売却

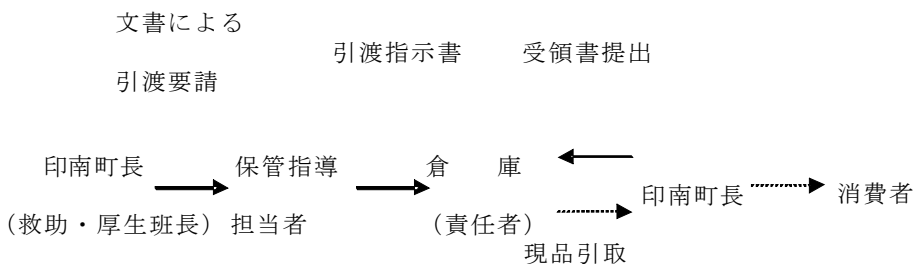


2. 災害地が孤立した場合の現物引渡

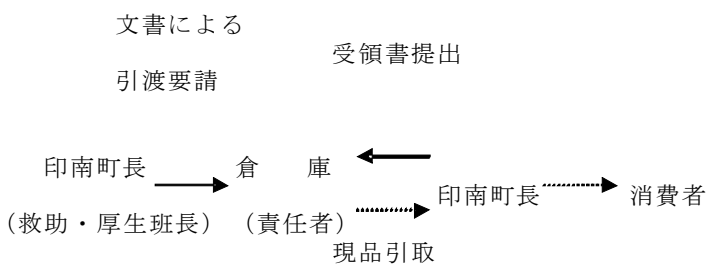
1) 印南町長と近畿農政局和歌山地域センター長及び県との連絡が取れない場合



2) 印南町長と近畿農政局和歌山地域センター長が連絡の取れない場合



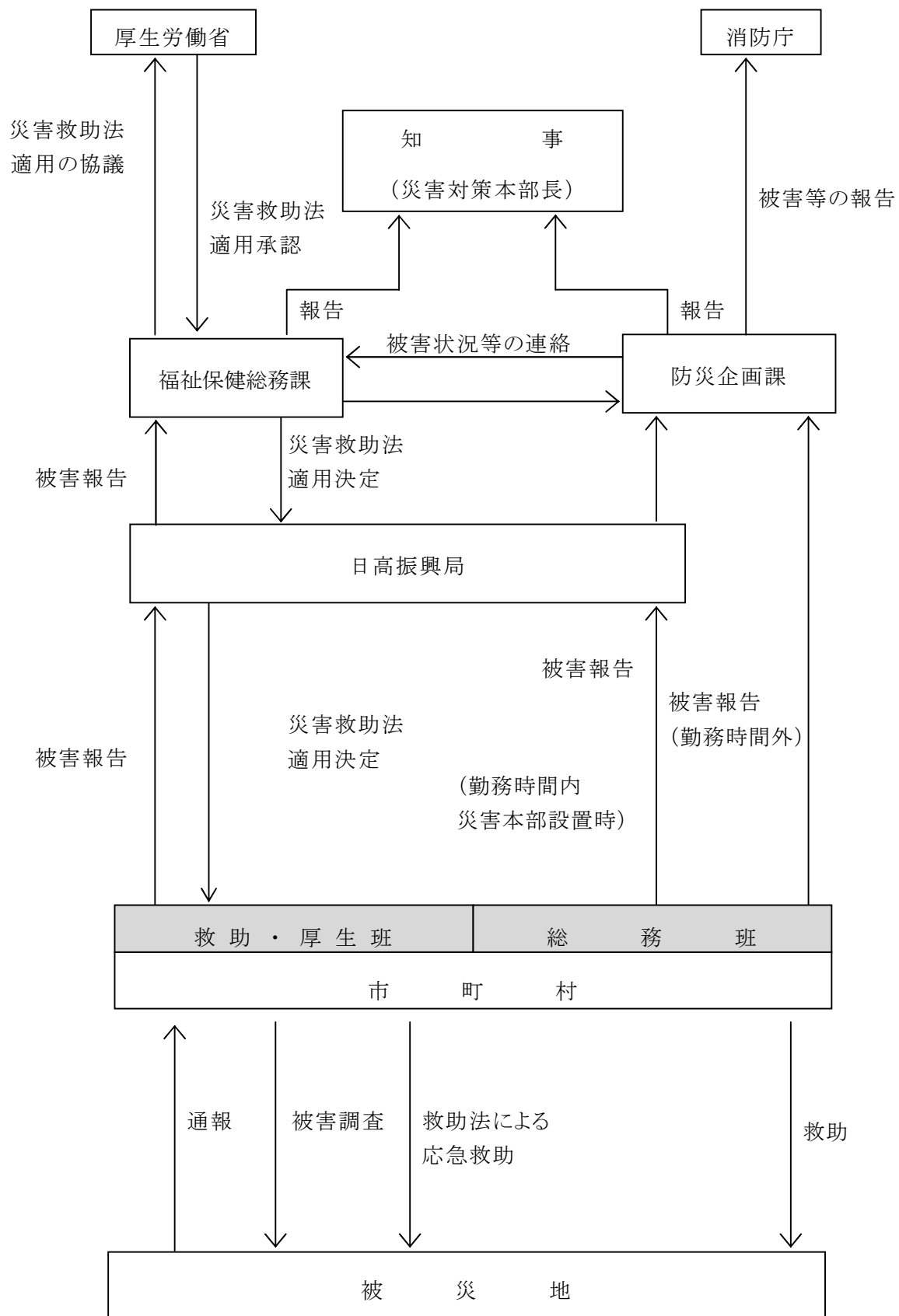
3) 上記いずれにも連絡が取れない場合



■町内寺院一覧

名 称	所 在 地	適 用
高 泉 寺	印南町大字津井	電話 0738(42)0074
観 音 寺	印南町大字印南	住職不在 東光寺兼ねる
東 光 寺	印南町大字印南2332番地	電話 0738(42)0266
印 定 寺	印南町大字印南2260番地	電話 0738(42)0147
一 念 寺	印南町大字印南1855番地	電話 0738(42)0241
正 覚 寺	印南町大字印南原5189番地	電話 0738(44)0851
西 岸 寺	印南町大字印南原	住職不在 仙光寺兼ねる
瀧 法 寺	印南町大字印南原493番地	電話 0738(44)0436
専 福 寺	印南町大字印南原1440番地	電話 0738(44)0483
明 応 寺	印南町大字南谷850番地	電話 0738(44)0283
善 忠 寺	印南町大字南谷	電話 0738(22)4280
仙 光 寺	印南町大字山口558番地	電話 0738(42)0650
最 勝 寺	印南町大字山口	住職不在 印定寺兼ねる
安 養 寺	印南町大字川又	住職不在 来迎寺兼ねる
来 迎 寺	印南町大字丹生329番地	電話 0738(45)0227
円 福 寺	印南町大字美里	住職不在 来迎寺兼ねる
永 福 寺	印南町大字古井487番地	電話 0738(45)0021
浄 土 寺	印南町大字榎川	電話 0738(45)0363
慶 雲 寺	印南町大字宮ノ前594番地	電話 0738(43)0121
善 福 寺	印南町大字西ノ地	電話 0738(43)0831
西 蓮 寺	印南町大字西ノ地235番地	電話 0738(43)0113
光 明 寺	印南町大字島田1037番地	電話 0738(43)0417

■災害発生から災害救助法適用までの流れ



■災害救助法による救助の程度・方法及び期間【早見表】

(平成 29 年 6 月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たったの輸送費は別途計上								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額 1戸当たり5,516,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1. 平均1戸当たり29.7㎡、5,516,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。								
炊き出しその他の食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること								
					区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全全流	壊焼夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
					全全流	壊焼冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
半半床	壊焼夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600					
半半床	壊焼冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500					
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 574,000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400 円 中学生生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 210,200 円以内 小人（12 歳未満） 168,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,400 円以内 一時保存 〔既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内〕 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び 賃金 雇用 職員 等費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 19,400円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学技士 15,000円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,300円以内 土木技術、建築技術者 15,900円以内 大工 20,600円以内 左官 21,900円以内 とび職 22,700円以内 救急救命士 14,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

■災害時におけるヘリコプター発着予定地

名 称	所 在 地		施 設 管 理 者		発着場面積 東西 m 南北 m	備 考
	住 所	電話番号	氏 名	電話番号		
印南中学校	印南2145	0738-42-0021	学 校 長	0738-42-0021	80× 75	北方に山
切目中学校	西ノ地1467	0738-43-0304	学 校 長	0738-43-0304	90× 65	北方に山、 西に校舎
若もの広場	山口1580-1		教 育 課	0738-42-1701	100× 90	一方に山、 二方にフェンス
古井運動場	古井806		教 育 課	0738-42-1701	100× 80	
清流中学校	古井5	0738-45-8005	学 校 長	0738-45-8005	80× 80	西方に山
稲原小学校	印南原4955-1	0738-44-0205	学 校 長	0738-44-0205	80× 65	

■林野火災時におけるヘリコプター発着予定地

名 称	所 在 地		施 設 管 理 者		発着場面積 東西 m 南北 m	備 考
	住 所	電話番号	氏 名	電話番号		
若もの広場	山口1580-1		教 育 課	0738-42-1701	100× 90	一方に山、 二方にフェンス
古井運動場	古井806		教 育 課	0738-42-1701	100× 80	

■和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに
関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

- 2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部

を置かない町村にあっては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第 8 条 第 4 条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第 4 条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第 9 条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第 8 条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

（その他）

第 10 条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第 11 条 この協定は、平成 8 年 3 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 59 通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ 1 通を所持する。

平成 8 年 2 月 22 日

■被災建築物応急危険度判定要綱

被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」という。）が認めるもの（別表参照）の代表者が定める者をいう。（ろ）（に）

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 震前対策

1 都道府県知事は、判定の的確な実施を図るため、予め次の事項からなる「都道府県被災建築物応急危険度判定要綱」（以下「県要綱」という。）を定めるものとする。

(1) 判定の実施

(2) 判定実施の決定

(3) 判定実施本部の設置

(4) 判定の実施に関する都道府県と市区町村の間の連絡調整等

(5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

(7) 他の都道府県等に対する支援要請

(8) 判定の方法

(9) 判定結果の表示

- (10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等、その他必要な事項
 - (11) 応急危険度判定士等の養成、登録
 - (12) 判定資機材の調達、備蓄
 - (13) 他の被災都道府県に対する支援に関する事項
 - (14) その他必要な事項
- 2 都道府県知事は、市区町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 3 都道府県知事は、的確な支援が行えるよう管内の市区町村長が予め計画した事項についてとりまとめておくものとする。
- 4 都道府県は、地域の建築士会、建築士事務所協会その他の建築関係団体（以下「地域の建築関係団体等」という。）と協力して、応急危険度判定士の養成、登録を行うよう努めるものとする。
- 5 都道府県は、市区町村と協力して、所定の判定資機材の調達、備蓄を行うものとする。

第4 地方公共団体における応急危険度判定の実施

- 1 市区町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、県要綱に基づき、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- 2 都道府県知事は、区域内にある市区町村長が判定の実施を決定した場合には、県要綱に基づき、必要な支援を行うことができる。

第5 国土交通省及び他の都道府県に対する応援の要請等（は）

- 1 都道府県知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、他の都道府県の知事及び地域の建築関係団体等に対し、必要な応援を要請することができる。
- 2 都道府県知事は、応援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な応援に努めるものとする。
- 3 国土交通省は、応援の要請を受けた場合は、必要に応じ、（社）日本建築士会連合会、（社）日本建築士事務所協会連合会その他の建築関係団体（以下「建築関係団体等」という。）の応援の協力を求めるものとする。この場合、建築関係団体等は、支障のない限り応援に努めるものとする。

第5の2 独立行政法人都市再生機構による応急危険度判定の支援（ろ）（に）

- 1 国土交通省は、応援の要請を受けた場合において必要と認めるときは、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に対し、機構職員である応急危険度判定士の派遣その他必要な支援を求めることができる。機構は、国土交通省から支援の求めがあった場合には、支障がない限り、これに応じるものとする。（は）（に）
- 2 前項の支援を実施するため、機構理事長は、機構職員に係る応急危険度判定士の養成、登録に関する事項を含む「独立行政法人都市再生機構応急危険度判定支援要綱」を定めるものとする。（に）

- 3 前2項において、全国協議会が認めるものの場合、「独立行政法人都市再生機構」とあるのは「全国協議会が認めるもの」と「機構理事長」とあるのは「全国協議会が認めるものの代表者」と読み替えるものとする。(に)

第6 大規模な地震の場合の広域実施体制

- 1 地震の被害が大規模又は広範囲にわたることにより、多数の都道府県の応援が必要となった場合は、国土交通省は応急危険度判定支援調整本部（以下「支援調整本部」という。）を設置し、都道府県、機構、建築関係団体等との間で、応急危険度判定士等の派遣、判定資機材の提供、応急危険度判定士等の交通・宿泊等の手段の確保等に関し必要な連絡、調整を行うものとする。(は) (に)
この場合、応援を求められた都道府県、機構、建築関係団体等は、判定の円滑な実施のため、支援調整本部の要請に基づき、必要な支援の実施に努めるものとする。(ろ) (に)
- 2 地震の被害により国土交通省が支援調整本部を設置することができない場合には、国土交通省は、都道府県に支援調整本部の設置を要請するものとする。(は)

第7 建築関係団体等の協力

- 1 地域の建築関係団体等は、都道府県及び市区町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士の確保等必要な協力を行うものとする。
- 2 建築関係団体等は、支援調整本部が設置された場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第8 応急危険度判定活動等における補償

民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡又は、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、都道府県は、市区町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。(い)

第9 その他

- 1 都道府県知事及び市区町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 都道府県及び地域の建築関係団体等が地域の支援体制を構築するために設置される地方被災建築物応急危険度判定協議会は、当該協議会会員相互の県要綱について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用が図れるよう努めるものとする。
- 3 全国協議会は、この要綱の目的を達成するために、必要な連絡調整に努めるものとする。(に)
- 4 全国協議会は、この要綱が県要綱の判定等の目安となるよう、常に見直し、必要があれば改正するものとする。(に)

別表 全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの（に）

団体名	代表者	認めた日
(社)高層住宅管理業協会	会長	平成16年7月1日

制定 平成 9年10月29日
 改正 平成10年 5月11日（い）
 改正 平成12年 5月22日（ろ）
 改正 平成13年 1月 4日（は）
 改正 平成16年 7月 1日（に）

■災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、和歌山県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては和歌山県土木部住宅課、おつにおいては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に報告するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年11月1日

甲	和歌山市小松原通一丁目1番地
	和歌山県知事 西 口 勇
乙	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
	社団法人 プレハブ建築協会
	会長 辻 昇 平

■ 応急仮設住宅建設候補地一覧

No.	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (㎡)	仮設住宅 建設可能 戸数	給排水・電気・ガスの引き込み状況等						障害物 の有無
					上水道	汚水 排水	雑排水	電気	ガス	地盤 状況	
1	印南町立切目川中学校跡地	羽六 1155	8,400	84	50A	無	無	支障 なし		土	無
2	古井運動場	古井 806	6,882	68	20A	汲み取 り式	無	支障 なし		土	無
3	稲原西運動場	南谷 567	4,768	47	50A	汲み取 り式	無	支障 なし		土	無
4	島田運動場	島田 1395	5,670	56	20A	汲み取 り式	無	支障 なし		土	無
5	印南町立真妻中学校 グラウンド跡地	田ノ垣内 221-1	1,740	17	20A	無	無	支障 なし		土	無
6	印南町立真妻小学校跡地	皆瀬川 227	1,047	10	25A	無	無	支障 なし		土	無
7	印南町立上洞小学校跡地	上洞 807	2,600	26	50A	無	無	支障 なし		土	無

■ 災害廃棄物仮置場候補地

No.	候補地の名称(施設名)	所在地	有効面積 (㎡)	上水道	電気	地盤状況	障害物の有無	備考
1	印南町立切目川中学校跡地	羽六 1155	8,400	有	有	土	盛土有り	仮設住宅設置候補地
2	印南漁港(本郷地区)	印南 4483	12,288	無	無	土	無	県有地
3	印南漁港(浜西地区)	印南 4485	18,974	無	無	土	無	県有地
4	印南町立印南小学校グラウンド	印南 1915	7,497	有	有	土	無	
5	印南町立印南中学校グラウンド	印南 2135-1	7,142	有	有	土	無	指定避難所
6	印南町立切目中学校グラウンド	西ノ地 1354	5,815	有	有	土	無	指定避難所
7	光川コミュニティセンター前	印南 3640-1	1,664	有	有	土	無	
8	宮ノ前企業団地	宮ノ前 308-15	8,875	有	有	土	無	
9	弘龍庵駐車場	島田 2383	12,090	有	有	土	無	

■災害時における住家の被害認定に関する包括協定書

その1

災害時における住家の被害認定に関する包括協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と

一般社団法人和歌山県建築士会 一般社団法人和歌山県建築士事務所協会 公益社団法人日本建築家協会

（以下

「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、かつ市町村から甲に対して住家被害認定調査に係る派遣要請があった場合において、甲が乙に対して行う住家被害認定調査の要請に関する手続等について定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、住家被害認定調査を実施する上で乙の応援を必要とするときは、「住家被害認定調査要請書（別記第1号様式）」により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は甲からの要請に基づき、和歌山県住家被害認定士制度要綱による養成研修を過去に受講した乙の会員のうちから派遣する者を決定し、「住家被害認定調査要請承諾書（別記第2号様式）」により報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項の条件を満たす者だけでは対応が困難な場合は、乙は甲に前項の条件を満たさない者の情報を報告した上で、派遣する者に加えられるものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（支援協力の実施）

第3条 派遣された乙の会員は、内閣府で定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家被害の認定調査を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、前条の支援協力に対する費用を負担しない。

2 乙が認定調査を実施する上で必要な経費等の取扱いは、乙と市町村とで別途締結する派遣協定（別記第3号様式）により定めるものとする。

3 前項で定めた別記第3号様式は、乙と市町村とで協議の上変更することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉保健総務課長、乙においては事務局長とする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年12月26日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙

和歌山市ト半町38番地 一般社団法人 和歌山県建築士会 会 長 池 内 茂 雄
和歌山市ト半町38番地 一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会 会 長 小 川 浩
東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号 公益社団法人 日本建築家協会 代表理事 芦 原 太 郎

その2

災害時における住家の被害認定に関する包括協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、かつ市町村から甲に対して住家被害認定調査に係る派遣要請があった場合において、甲が乙に対して行う住家被害認定調査の要請に関する手続等について定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、住家被害認定調査を実施する上で乙の応援を必要とするときは、「住家被害認定調査要請書（別記第1号様式）」により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は甲からの要請に基づき、和歌山県住家被害認定士制度要綱による養成研修を過去に受講した乙の会員のうちから派遣する者を決定し、「住家被害認定調査要請承諾書（別記第2号様式）」により報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項の条件を満たす者だけでは対応が困難な場合は、乙は甲に前項の条件を満たさない者の情報を報告した上で、派遣する者に加えられるものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（支援協力の実施）

第3条 派遣された乙の会員は、内閣府で定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家被害の認定調査を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、前条の支援協力に対する費用を負担しない。

2 乙が認定調査を実施する上で必要な経費等の取扱いは、乙と市町村とで別途締結する派遣協定（別記第3号様式）により定めるものとする。

3 前項で定めた別記第3号様式は、乙と市町村とで協議の上変更することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉保健総務課長、乙においては会長とする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとするただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するもの

とし、以後もこれと同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

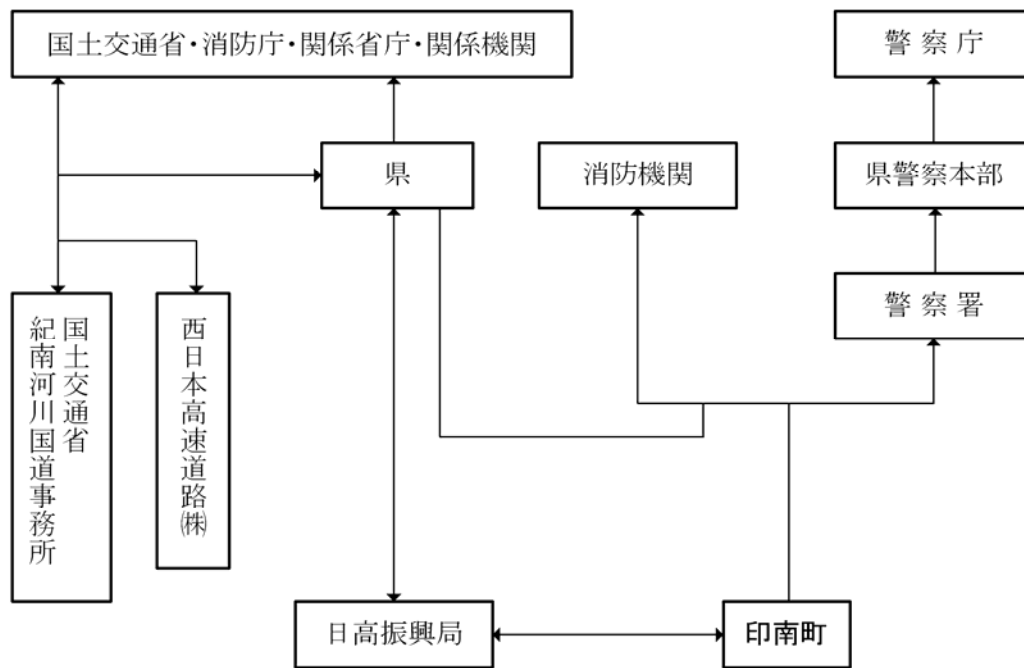
この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年12月22日

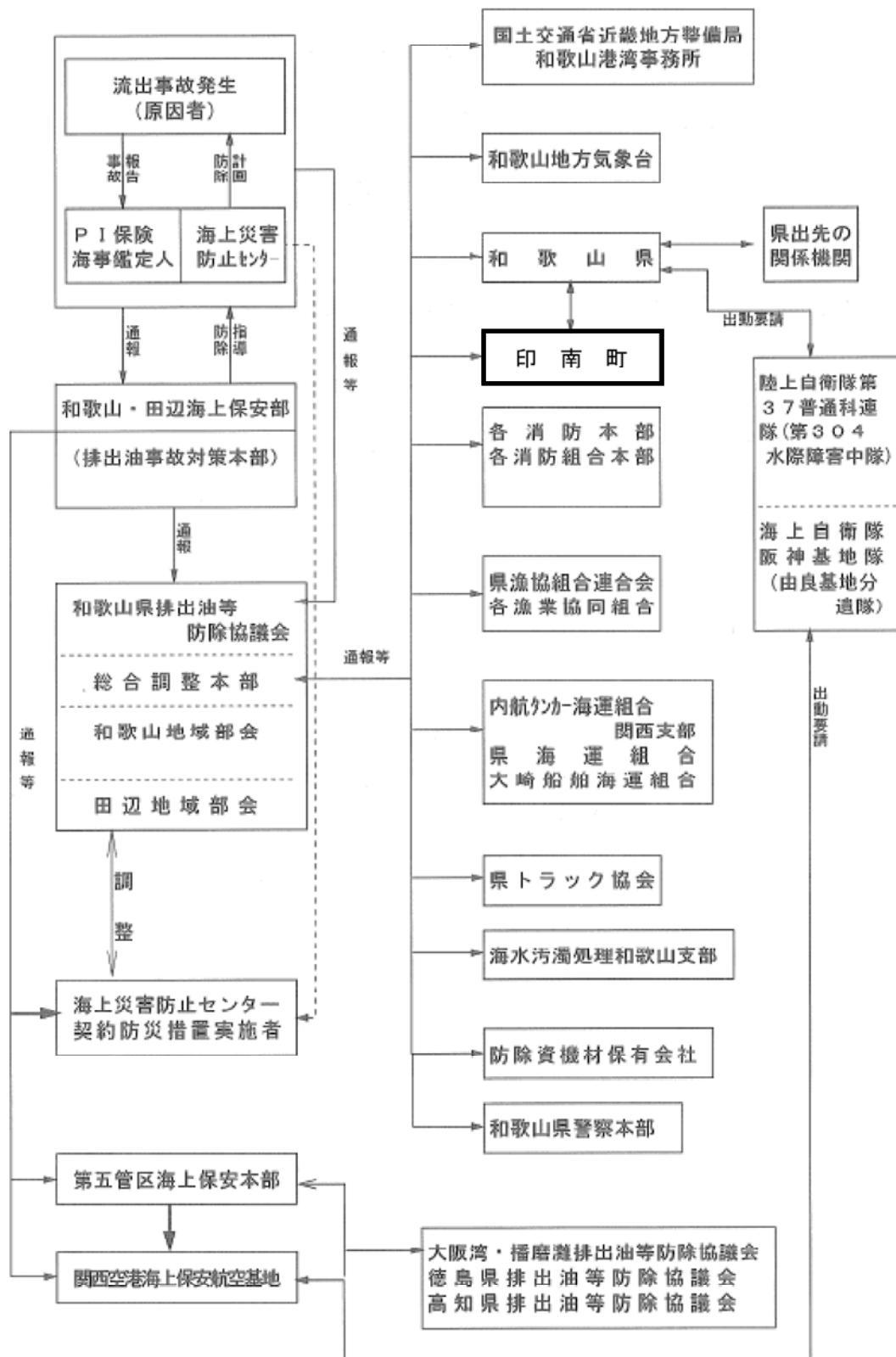
甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市七番丁17 和歌山朝日ビル5階
一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会
会 長 名 手 孝 和

■土木施設応急復旧の通報連絡体系図



■和歌山県排出油防除協議会連絡体制



■災害弔慰金・災害援護資金等実施基準表

和歌山県

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額		
災害弔慰金見舞金	下記の自然災害	市町村のうち当該災害により死亡（災害後3カ月間生死不明の場合を含む）した者の遺族及び負傷し、又は疾病にかかり治ったときに精神又は身体に別に定める程度の障害がある者		
	(1) 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害			
	(2) 都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害			
	(3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害			
	(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の災害			
		区 分	災害弔慰金	災害障害見舞金
		生計維持者	500万円	250万円
		その他	250万円	125万円
災害援護資金	県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が1以上ある自然災害	市町村の住民のうち当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主		
		被害の種類及び程度	1世帯当りの貸付限度額	
			世帯主の1カ月以上の負傷がある場合	世帯主の1カ月以上の負傷がない場合
		家財等の損害がない場合	150万円	
		家財等1/3以上の損害がある場合	250万円	150万円
		住居が半壊した場合	270万円	170万円
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円
		住居が全壊した場合	350万円	250万円
		上記の場合で住居の既存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350万円
		住居の全体が滅失若しくは流失した場合		350万円
注(1) 所得制限有り				
(2) 利率 年3% (据置期間中は無利子)				
(3) 据置期間 3年 (特別の場合は、5年)				
(4) 償還期間 10年 (据置期間を含む)				
(5) 償還方法 年賦又は半年賦				

■印南町小災害見舞金支給規程

印南町小災害見舞金支給規程

平成 30 年 10 月 10 日告示

平成 30 年規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、印南町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 31 号。以下「条例」という。)の適用を受けるに至らない災害による被災者に対して災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給し、その援護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等による自然災害及び火災、爆発等による災害をいう。
- (2) 住家 現に住居のために使用している建物をいう。
- (3) 被災者 印南町内に住所を有する者で、災害により死亡し、又は住家に被害を受けたときの居住者をいう。
- (4) 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(被害認定の基準)

第 3 条 被害の認定は、国が定める災害の被害認定基準に準じて、町長が行うものとする。

(見舞金の支給)

第 4 条 町長は、前条に定めるところにより被害の認定をした場合は、当該被災者の世帯主又は被災者世帯の遺族に対し、見舞金を支給することができる。

2 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、条例第 4 条の規定を準用する。

(見舞金の額)

第 5 条 見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 死亡 1 人当たり 5 万円
- (2) 全焼、全壊、大規模半壊又は流失 1 世帯につき 3 万円
- (3) 半焼又は半壊 1 世帯につき 1 万円
- (4) 床上浸水 1 世帯につき 1 万円

(支給の制限)

第 6 条 見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 住家の被害等が被災者又は遺族の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- (2) 前号に掲げるほか、町長が見舞金の支給を不相当と認めるとき。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

■生活福祉資金貸付条件

和歌山県

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期間	備 考
総合支援資金				
生活支援費 ※最長1年間の生活費	(二人以上)月20万円 (単身)月15万円	6月以内	10年以内	
住宅入居費 ※敷金、礼金	40万円			
一時生活再建費 ※一時的な需要に対応	60万円			
福祉資金				
福祉費	580万円 ※資金の用途に応じて 目安額を別途設定	6月以内	20年以内	標準となる貸付対象経費 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費 ・住宅の増改築等に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費 ・災害を受け臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の転居等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
緊急小口資金	10万円	2月以内	12月以内	
教育支援資金				
教育支援費	<高校>月3.5万円 <高専>月6万円 <短大>月6万円 <大学>月6.5万円	卒業した後 6月以内	20年以内	
就学支度費	50万円			
不動産担保型生活資金				
(一般世帯向け)	月30万円	契約終了後 3月以内	措置期間 終了時	貸付限度は、土地の評価額に基づき定められた額を上限として、月額上限は左記のとおり
(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍			

注) 貸付利率は、連帯保証人を立てる場合は無利率、連帯保証人がいない場合は年1.5%(不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率)。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金は無利率。

■激甚災害指定基準

(その1)

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>激甚災害法^(※1)第2章 (3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1)都道府県負担事業の > 当該都道府県の当該年度の標準事業費査定見込額 税収入総額×100分の25</p> <p>(2)一の都道府県内の > 当該都道府県内全市町村の当該市町村負担事業の 年度の標準税収入総額×100分の5</p>
<p>激甚災害法第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1)一の都道府県内の > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4</p> <p>(2)一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円</p>

(※1)正式名称は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

適用すべき措置	激甚災害指定基準
激甚災害法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係る) > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県内の > 当該都道府県の当該年度の生産林業被害見込額 所得(木材生産部門)推定額×100分の60 (2)一の都道府県内の > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1
激甚災害法第12条、13条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得に係る中小企業関係被害額推定額×100分の2 但し、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特別措置が講ぜられることがある。

適用すべき措置	激甚災害指定基準
激甚災害法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 激甚災害法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 激甚災害法第19条 市町村が施行する感染病予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害 但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚災害法第22条 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数 > 被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 但し、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。 1 滅失住宅戸数 > 被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で200戸以上 (2)一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数 > 被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で400戸以上 (2)一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上
激甚災害法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	その他災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

■局地激甚災害指定基準

(その1)

適用すべき措置	激 甚 災 害 指 定 基 準
<p>1 激甚災害法^(※1)第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚災害法第2章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚災害法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>	<p>公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚災害法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額</p> <p>> 当該市町村の当該年度の標準税収額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が、1以上ある災害</p> <p>> 当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収額×0.2に該当する市町村が、1以上ある災害</p> <p>> 当該市町村の標準税収額が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収額×0.2+（当該標準税収額-50億円）×0.6に該当する市町村が、1以上ある災害</p> <p>但し、その該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚災害法第5条、第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚災害法第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、激甚災害法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る）</p>	<p>農地、農業用施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚災害法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額</p> <p>> 当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害（その該当市町村毎の当該経費の合計額が概ね5,000万円未満である場合を除く）</p> <p>但し、上記に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害</p> <p>漁業被害額 > 農業被害額 かつ、 漁船等被害額 > 当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満は除外）が1以上ある場合（その該当市町村の当該漁船等の被害額を合算した額が概ね5,000円未満である場合を除く）</p>

(※1)正式名称は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

(その2)

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>右の市町村の区域内で 右の市町村等が施行する 森林災害復旧事業に係る 激甚災害法第11条の2の 措置</p>	<p>林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の > 当該市町村に係る当該年度の生産 当該災害に係る林業被 林業所得（木材生産部門）推定額 害見込額（樹木に係る の1.5倍。但し、当該林業被害見 ものに限る。以下同じ。） 込額<当該年度の全国生産林業所 得（木材生産部門）推定額×100分 の0.05の場合を除く。</p> <p>かつ、大火災害にあつては、 当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村 その他災害にあつては、 当該災害に係る 要復旧見込面積 > 当該市町村の民有面積（人工林に に係るものに限る。）×100分の 25の市町村が1以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で 中小企業者が必要とする 当該災害復旧資金等に係 る激甚災害法第12条、第 13条の措置</p>	<p>中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の > 当該市町村の当該年度の中小企業 当該災害に係る中小企 所得推定額×100分の10に該当す 業関係被害額 る市町村（当該被害額1,000万円未 満は除外）が1以上ある災害</p> <p>但し、その該当市町村ごとの当該被害額の合計額が概ね 5,000万円未満を除く。</p>

■災害復旧に伴う財政援助の種類（その1）

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法3条	同上 3条1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法8条	同上 3条1項
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律3条	同上 6条1項
都市施設災害復旧事業 (街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水路)	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条1項

■災害復旧に伴う財政援助の種類（その2）

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法52条	同上3条1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法26条	同上3条1項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法37条、37条の2	同上3条1項
精神薄弱者援護施設災害復旧事業	精神薄弱者福祉法25条、26条	同上3条1項
伝染病院隔離病舎災害復旧事業	伝染病予防法24条、25条	同上3条1項
伝染病予防事業	伝染病予防法24条、25条	同上3条1項
堆積土砂排除事業	予算補助	同上3条1項
湛水排除事業	—	同上3条1項・10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法3条	同上8条1項
共同利用小型漁船の建造		同上11条
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法3条	同上12条

■災害復旧に伴う財政援助の種類（その3）

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
中小企業近代化資金等助成法による貸付金	中小企業近代化資金等助成法3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上14条
中小企業者に対する資金の融通	—	同上15条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上16条
私立学校施設災害復旧事業	—	同上17条
水防資材費	水防法33条の2	同上21条
り災者公営住宅建設事業	公営住宅法8条1項	同上22条
産業労働者住宅建設資金の融通	—	同上23条
上水道 簡易水道 災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道 流域下水道 災害復旧事業	下水道法34条	同上
都市下水路災害復旧事業	同上	同上
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	同上
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上

■災害復旧に伴う財政援助の種類（その4）

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害弔慰金の支給 及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律7条	同上
災害特例債	—	小災害特例債 歳入欠かん債 災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰上げ交付	

■ 防災関係機関連絡先一覧

(平成 27 年 4 月 1 日)

(1) 関係行政機関及び出先機関等

機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
陸上自衛隊 中部方面総監部	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	0727-82-0001	072-770-2231
陸上自衛隊 第 3 師団	兵庫県伊丹市広畑 1-1	0727-81-0021 (内 233)	0727-81-0021 (内 234)
陸上自衛隊 第 37 普通科連隊	大阪府和泉市伯太町	0725-41-0090	0725-41-0090 (内 207)
陸上自衛隊 第 303 施設隊	日高郡美浜町和田 1138	0738-22-2501	0738-22-2501
自衛隊 和歌山地方協力本部	和歌山市築港 1-14-6	073-422-5116	073-422-5118
近畿中国森林監理局	大阪市北区天満橋 1-8-75	050-3160-6700	06-6881-3415
和歌山森林管理署	田辺市新庄町 2345-1	0739-22-1460	0739-25-5433
近畿運輸局 和歌山運輸支局	和歌山市湊 1106-4	073-422-2138	073-422-8310
和歌山海上保安部	和歌山市築港 6-22-2	073-402-5851	073-402-5854
田辺海上保安部	田辺市文里 1-11-9	0739-22-2002	0739-22-9670
和歌山地方气象台	和歌山市男野芝丁 4	073-422-5348 (休日または勤務時間外) 073-422-1328	073-435-3132
和歌山中央郵便局	和歌山市一番丁 4	073-422-0070	073-425-3154
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	和歌山市西汀丁 16	073-424-2471	073-436-3658
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所	田辺市中万呂 142	0739-22-4564	0739-25-5518

(2) 関係公共機関

(その 1)

機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
西日本旅客鉄道(株) 和歌山支社	和歌山市吉田 94-1	073-425-6091	073-425-6096
西日本電信電話(株) 和歌山支店	和歌山市宇須 1-5-41	073-421-9180 (防) 398-400	073-425-0311 (防) 398-499
(株)NTTドコモ関西 和歌山支店	和歌山市黒田 1-1-19	073-476-3303	

(2) 関係公共機関

(その2)

機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
日本赤十字社 和歌山県支部	和歌山市吹上 2-1-22	073-422-7141 (防)396-400	073-422-7148 (防)396-499
西日本高速道路(株)関西 支社和歌山管理事務所	和歌山市栗栖字中須 1038-2	073-472-2091	073-473-1584
大阪ガス(株) 南部導管部	堺市堺区住吉橋町 2-2-19	072-238-2375	
日本通運(株) 和歌山支店	和歌山市西浜 796-1	073-431-3101	073-428-2669
関西電力(株) 和歌山支社	和歌山市岡山丁 40	0800-777-3081 (防)397-400	(防)397-499
南海電気鉄道(株) 和歌山支社	和歌山市東蔵前丁 3-6	073-433-1285	073-431-3573
御坊南海バス(株)	御坊市菌 37	0738-22-1020	0739-23-3369

(3) 報道機関

(その1)

社名	所在地	電話番号	ファックス番号
朝日新聞社 和歌山総局	和歌山市七番丁 17 和歌山朝日ビル	073-422-2131	073-422-2133
毎日新聞社 和歌山支局	和歌山市西汀丁 38 レグルスビル 2 階	073-431-1411	073-433-0650
読売新聞社 和歌山支局	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 16	073-422-1144	073-422-1146
産経新聞社 和歌山支局	和歌山市六番丁 43 ハピネス六番丁ビル 7 階	073-422-1915	073-435-3018
共同通信社 和歌山支局	和歌山市八番丁 11 日本生命ビル 5 階	073-428-2255	073-433-4310
時事通信社 和歌山支局	和歌山市西汀丁 36 和歌山商工会議所 2 階	073-422-5529	073-423-7759
中日新聞社 和歌山支局	和歌山市小松原 5-18-1F-A	073-427-0477	073-427-0488
日本経済新聞社 和歌山支局	和歌山市片岡町 1-1	073-423-1134	073-426-0714
日刊工業新聞社 南大阪支局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通 8 三国ヶ丘ビル	072-221-0050	072-221-0051
NHK 和歌山放送局	和歌山市吹上 2-3-47	073-424-8121	073-424-8149
和歌山放送	和歌山市湊本町 3-3	073-428-1431	074-428-0785
テレビ和歌山	和歌山市栄谷 151	073-455-5711	073-453-9543
朝日放送	大阪市福島区福島 1-1-30	06-6451-1105	06-6458-1241
関西テレビ放送	大阪市北区扇町 2-1-7	06-6314-8808	06-6314-8826

(3) 報道機関

(その2)

社名	所在地	電話番号	ファックス番号
毎日放送	大阪市茶屋町 17-1	06-6359-1123	06-6359-3559
讀賣テレビ放送	大阪府中央区城見 2-2-33	06-6942-7733	06-6942-7734

(4) 県関係機関

機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
和歌山県庁	和歌山市小松原通 1-1	(代表)073-432-4111 (危機管理局防災企画課) 073-441-2271 (休日または勤務時間外) 073-441-3300	073-422-7652

(5) 警察

機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
御坊警察署	御坊市湯川町財部 237-1	0738-23-0110	0738-23-2272
田辺警察署	田辺市上の山一丁目 2-1	0739-23-0110	0739-23-0567

(6) 消防機関

機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
日高広域消防事務組合 消防本部	日高郡日高町萩原 930-1	0738-63-1119 (予防) 63-2000	0738-63-3498

(7) 市町村

(その1)

機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
和歌山市役所 総合防災課	和歌山市八番丁 12	073-435-1199	073-435-1299
海南市役所 危機管理課	海南市南赤坂 11	073-483-8406	073-483-8483
橋本市役所 危機管理室	橋本市東家 1-1-1	0736-33-6105	0736-33-1665
有田市役所 防災安全課	有田市箕島 50	0737-83-1111 (内 393)	0737-82-0710
御坊市役所 防災対策課	御坊市藪 350	0738-23-5528	0738-52-7036
田辺市役所 防災まちづくり課	田辺市新屋敷町 1	0739-26-9976	0739-22-5310
新宮市役所 防災対策課	新宮市春日 1-1	0735-23-3333	0735-23-3331

(7) 市町村

(その2)

機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
紀の川市役所 危機管理消防課	紀の川市西大井 338	0736-77-2511	0736-77-2514
岩出市役所 総務課	岩出市西野 209	0736-62-2141	0736-63-0075
紀美野町役場 総務課	海草郡紀美野町動木 287	073-489-5912	073-489-2510
かつらぎ町役場 総務課	伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160	0736-22-0300	0736-22-7821
九度山町役場 地域防災課	伊都郡九度山町九度山 1190	0736-54-2019	0736-54-2022
高野町役場 防災危機対策室	伊都郡高野町高野山 636	0736-56-9911	0736-56-2990
湯浅町役場 総務広報課	有田郡湯浅町青木 668-1	0737-64-1108	0737-63-3791
広川町役場 企画政策課	有田郡広川町広 1500	0737-23-7731	0737-62-2407
有田川町 総務課	有田郡有田川町下津野 2018-4	0737-52-2111	0737-52-3210
美浜町役場 防災企画課	日高郡美浜町和田 1138-278	0738-23-4902	0738-23-3523
日高町役場 総務政策課	日高郡日高町高家 626	0738-63-2051	0738-63-2923
由良町役場 総務政策課	日高郡由良町里 1220-1	0738-65-1801	0738-65-0282
印南町役場 総務課	日高郡印南町印南 2570	0738-42-0120	0738-42-0662
みなべ町役場 総務課	日高郡みなべ町芝 742	0739-72-2051	0739-72-1223
日高川町役場 総務課	日高郡日高川町土生 160	0738-22-1700	0738-22-8779
白浜町役場総務課 総務課危機管理室	西牟婁郡白浜町 1600	0739-43-5555	0739-43-5353
上富田町役場 総務政策課	西牟婁郡上富田町朝来 763	0739-47-0550	0739-47-4005
すさみ町役場 総務課	西牟婁郡すさみ町周参見 4089	0739-55-4802	0739-55-4810
那智勝浦町役場 総務課	東牟婁郡那智勝浦町築地 7-1-1	0735-52-4811	0735-52-6543
太地町役場 総務課	東牟婁郡太地町太地 3767-1	0735-59-2335	0735-59-2801
古座川町役場 総務課	東牟婁郡古座川町高池 673-2	0735-72-0180	0735-72-1858
北山村役場 総務課	東牟婁郡北山村大沼 42	0735-49-2331	0735-49-2207
串本町役場 総務課	東牟婁郡串本町串本 1800	0735-62-0555	0735-62-4977

■和歌山県総合防災情報システム電話番号簿

県防災企画課

防災電話機にかける場合

- 同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。
- 庁舎外の防災電話機へ 【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
- 県庁の内線電話機から 6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
- 総合庁舎の内線電話機から 8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
- 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から ▲-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

☎ : 衛星回線が利用可能な局。 **FWA** : 衛星回線を利用する場合、防災局番が通常と異なります。

※ ▲: 防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
県庁 防災局番:300 ☎	防災対策室E 440	海草振興局 防災局番:300 ☎	西牟婁総合庁舎 防災局番:360 ☎
統制室 400	機器室 441	総務県民課 415	総務県民課 400
当直室※ 401	ダムテレメータ 442	農業水産振興課 416	総務健康安全課 401
統制室 402	統制台 444	総務県民課(FAX) 490	農業水産振興課 402
災害対策課 403	ダムテレメータ 445	農業水産振興課(FAX) 489	用地・管理課 403
防災企画課 404	ダムテレメータ 446	那賀総合庁舎 防災局番:320 ☎	道路整備課 404
危機管理・消防課 405	ダムテレメータ 447	総務県民課 400	総務県民課(FAX) 499
災害対策本部長室 406	統制室(FAX) 499	総務健康安全課 401	総務健康安全課(FAX) 498
消防防災無線音声一斉着信用 448	統制室(FAX) 498	農業水産振興課(FAX) 497	農業水産振興課(FAX) 497
広報課 449	統制室(FAX) 497	用地・管理課(FAX) 496	用地・管理課(FAX) 496
総務課 450	統制室(FAX) 496	総務調整課 403	嶺山中継局 477
管財課 451	広報課(FAX) 500	用地・管理課 404	東牟婁総合庁舎 防災局番:370 ☎
企画総務課 452	総務課(FAX) 499	総務県民課(FAX) 499	総務県民課 400
環境生活総務課 453	企画総務課(FAX) 502	総務健康安全課(FAX) 498	総務健康安全課 401
食品・生活衛生課 454	環境生活総務課(FAX) 503	企画産業課(FAX) 497	総務健康安全課 401
福祉保健総務課 455	福祉保健総務課(FAX) 510	総務調整課(FAX) 496	大会議室 402
医務課 456	商工観光労働総務課(FAX) 511	伊都総合庁舎 防災局番:330 ☎	用地・管理課 403
健康推進課 457	農林水産総務課(FAX) 512	総務県民課 400	用地・管理課 404
業務課 458	県土整備総務課(FAX) 495	総務県民課(FAX) 499	総務県民課(FAX) 499
商工観光労働総務課 459	道路保全課(FAX) 494	企画産業課 401	総務健康安全課(FAX) 498
公営企業課 460	河川課(FAX) 493	総務調整課 402	大会議室(FAX) 497
農林水産総務課 461	都市政策課(FAX) 492	総務調整課協議室 403	用地・管理課(FAX) 496
農業農村整備課 462	港湾漁港整備課(FAX) 491	総務県民課(FAX) 499	大雲取中継局 477
森林整備課 463	健康体育課(FAX) 488	企画産業課(FAX) 498	海草振興局健康福祉部 防災局番:311
水産振興課 464	災害対策本部室(FAX) 487	総務調整課(FAX) 497	総務健康安全課 400
資源管理課 465	防災対策室A(FAX) 486	有田総合庁舎 防災局番:340 ☎	大会議室 401
県土整備総務課 407	防災対策室B(FAX) 485	総務県民課 400	総務健康安全課(FAX) 499
道路保全課 408	防災対策室B(FAX) 484	総務健康安全課 401	海草振興局建設部 防災局番:312 ☎
道路建設課 409	生石中継局 477	農業水産振興課 402	総務調整課 400
河川課 410	龍神岳中継局 478	総務調整課 403	総務調整課 401
砂防課 411	塔石中継局 479	総務県民課(FAX) 499	総務調整課 402
都市政策課 412	増設用 467	総務健康安全課(FAX) 498	管理課 403
港湾漁港整備課 413	増設用 468	農業水産振興課(FAX) 497	工務課 404
教育総務局総務課 417	増設用(FAX) 513	総務調整課(FAX) 496	街路公園課 405
生涯学習課 418		生石中継局 477	入札室(FAX) 499
健康体育課 419		日高総合庁舎 防災局番:350 ☎	和歌山下津港湾事務所 防災局番:313
災害対策本部室 420		総務県民課 400	会議室 400
災害対策本部室 421		農業水産振興課 401	総務管理課 401
災害対策本部室 422		総務調整課 402	会議室(FAX) 499
災害対策本部室 423		総務調整課 403	海南工事事務所 防災局番:316
災害対策本部室 424		総務県民課(FAX) 499	総務管理課 400
災害対策本部室 425		農業水産振興課(FAX) 497	総務管理課 401
防災対策室A 426		総務調整課(FAX) 497	工務課 402
防災対策室A 427		西山中継局 477	総務管理課 403
防災対策室A 428		犬ヶ文中継局 478	入札室 404
防災対策室A 466			総務管理課(FAX) 499
防災対策室B 429			
防災対策室B 430			
防災対策室B 431			
防災対策室C 432			
防災対策室C 433			
防災対策室C 434			
防災対策室D 435			
防災対策室D 436			
防災対策室D 437			
防災対策室E 438			
防災対策室E 439			

※夜間・休日の緊急時の防災センター当直室への連絡は073-441-3300(or 300-8-3300)をお願いします。

防災電話機にかける場合

- 同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号) で通話出来ます。
- 庁舎外の防災電話機へ 【7】-(防災局番)-(防災内線番号) で通話出来ます。
- 県庁の内線電話機から 6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号) で通話出来ます。
- 総合庁舎の内線電話機から 8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号) で通話出来ます。
- 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から ▲-【7】-(防災局番)-(防災内線番号) で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

☎ : 衛星回線が利用可能な局。 **FWA** : 衛星回線を利用する場合、防災局番が通常と異なります。

※ ▲ : 防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
伊都振興局健康福祉部 防災局番:331	防災航空センター 防災局番:364	和歌山市 防災局番:210	紀の川市 防災局番:220
総務健康安全課 400	事務室 400	総合防災課 400	危機管理課 400
総務健康安全課 401	当直室 401	建築指導課 401	消防防災課 401
総務健康安全課 451	格納庫 402	農林水産課 402	庁議室 402
衛生環境課 452	事務室 451	河川港湾課 403	危機管理課 403
保健福祉課 453	事務室 452	下水道管理課 404	危機管理課(FAX) 499
総務健康安全課(FAX) 499	事務室(FAX) 499	道路管理課 405	岩出市 防災局番:221
二川ダム管理事務所 防災局番:342	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 防災局番:371	総合防災課(FAX) 499	総務課(2階分室) 400
管理課 400	所長室 400	海南市 防災局番:211	守衛室 401
宿直室 401	地域福祉課 401	危機管理課 400	総務課 402
操作室 402	保健環境課 402	警備員室 401	総務課(2階分室)(FAX) 499
無線機室(FAX) 499	支所長室 402	社会福祉課 402	紀美野町 防災局番:212
広川出張所 防災局番:343	小会議室 404	建設課 403	総務課 400
操作室 400	大会議室 405	3階会議室 404	宿直室 401
宿直室 401	所長室(FAX) 499	産業振興課 405	建設課 402
執務室 402	東牟婁振興局串本建設部 防災局番:372	危機管理課(FAX) 499	住民課 403
操作室(FAX) 499	総務管理課 400	橋本市 防災局番:230	産業課 404
こころの医療センター 防災局番:345	総務管理課 401	危機管理室 400	総務学事課 405
情報管理・作業室 400	工務課 402	宿直室 401	総務課(FAX) 499
事務当直室 401	副部長 403	農林振興課 402	かつらぎ町 防災局番:231
総務課 402	部長室 404	市長応接室 403	総務課消防係 400
情報管理・作業室(FAX) 499	屋上出入口 405	市長応接室 404	ホール 401
日高振興局健康福祉部 防災局番:351	総務管理課(FAX) 499	教育委員会 405	総務課 402
防災端末室 400	七川ダム管理事務所 防災局番:373	危機管理室(FAX) 499	生涯学習課 403
総務健康安全課 401	管理課 400	有田市 防災局番:240	総務課消防係(FAX) 499
総務健康安全課 402	宿直室 401	防災安全課 400	九度山町 防災局番:232
保健福祉課 403	管理課 402	守衛室 401	地域防災課 400
保健福祉課 404	管理課(FAX) 499	福祉事務所 402	日直室 401
衛生環境課 405	東京事務所 048-300	建設課 403	上下水道課 402
防災端末室(FAX) 499	東京事務所 9-3308	有田みかん課 404	町長室 403
橋山ダム管理事務所 防災局番:352	東京事務所(FAX) 9-3347	教育委員会 405	地域防災課(FAX) 499
管理課 400		防災安全課(FAX) 499	高野町 防災局番:233
宿直室 401		御坊市 防災局番:250	防災危機対策室 400
管理課 402		企画課 400	宿直室 401
操作室 403		防災対策課 401	福祉保健課 402
管理課(FAX) 499		社会福祉課 402	建設課 403
南紀白浜空港管理事務所 防災局番:362		総務課 403	会議室 404
次長席 400		秘書室 404	産業観光課 405
総務課 401		農林水産課 405	防災危機対策室(FAX) 499
総務課 402		企画課(FAX) 499	湯浅町 防災局番:241
施設課 403		田辺市 防災局番:260	総務課 400
所長室 404		防災まちづくり課 400	宿直室 401
司令室 405		土木課 401	建設課 402
管理事務所(FAX) 499		防災まちづくり課(FAX) 499	総務課(FAX) 499
		新宮市 防災局番:270	
		防災対策課 400	
		防災対策課(FAX) 499	

衛生回線のための
かけ方に注意が必
要です。
電話:
7-048-300-9-3308
FAX:
7-048-300-9-3347

防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ

(防災内線番号)で通話出来ます。

庁舎外の防災電話機へ

【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

県庁の内線電話機から

6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

総合庁舎の内線電話機から

8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

県庁、総合庁舎以外の内線電話機から

▲-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。



衛星回線が利用可能な局。

FWA

:衛星回線を利用する場合、防災局番が通常と異なります。

※ ▲:防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
広川町 防災局番:242	日高川町 防災局番:256	古座川町 防災局番:273	橋本市消防本部 防災局番:237 衛星用防災局番:2305
総務政策課 400	総務課 400	総務課(倉庫) 400	通信指令室 500
警備員室 401	宿直室 401	宿直室 401	消防署(準備室) 501
住民生活課 402	住民課 402	税務住民課 402	消防署 502
産業建設課 403	建設課 403	産業建設課 403	作戦室 503
教育委員会室 404	総務課 404	倉庫 404	警防課 504
総務政策課(FAX) 499	教育委員会 405	総務課 499	団会議室 505
有田川町 防災局番:243	総務課(FAX) 499	総務課(倉庫)(FAX) 499	通信指令室(FAX) 599
総務課 400	白浜町 防災局番:261	北山村 防災局番:274	高野町消防本部 防災局番:238
警備室 401	総務課 400	住民福祉課 400	災害情報室 400
税務課 402	宿直室 401	宿直室 401	指令室 401
建設課 403	観光課 402	総務課 402	事務室 402
防災無線室 404	民生課 403	教育委員会 403	災害情報室(FAX) 499
少年センター 405	建設課 405	総務課(FAX) 499	伊都消防組合 防災局番:239
総務課(FAX) 499	危機管理室(FAX) 499	串本町 防災局番:275	通信統制室 400
美浜町 防災局番:251	白浜町日置川事務所 防災局番:264	企画課 400	本部事務所 401
防災企画課 400	住民窓口係 400	宿直室 401	通信監視室 402
宿直室 401	宿直室 401	総務課 402	通信統制室(FAX) 499
住民課 402	宿直室 401	産業課 403	那賀消防組合 防災局番:227
産業建設課 403	会議室 404	大会議室 404	通信指令室 400
会議室 404	日置川消防署 500	税務課 405	防災センター 401
防災企画課(FAX) 499	住民窓口係(FAX) 499	企画課(FAX) 499	総務課 402
日高町 防災局番:252	上富田町 防災局番:262		警防課 403
総務政策課 400	総務政策課 400		予防課 404
警備員室 401	宿直室 401		中消防署事務室 405
住民福祉課 402	産業建設課 402		通信指令室(FAX) 499
総務政策課 403	総務政策課(FAX) 499		和歌山市消防局 防災局番:210
議会委員会室 404	すさみ町 防災局番:263		通信指令室 500
産業建設課 405	総務課 400		トレーニング室 501
総務政策課(FAX) 499	宿直室 401		警防課 502
由良町 防災局番:253	税務課 402		予防課 503
無線室 400	無線放送室 403		消防総務課 504
宿直室 401	教育委員会 404		消防警備本部室 505
総務政策課 402	すさみ消防署 500		通信指令室(FAX) 599
無線室(FAX) 499	総務課(FAX) 499		海南市消防本部 防災局番:217
印南町 防災局番:254	那智勝浦町 防災局番:271		通信室 400
総務課 400	総務課 400		消防署 401
宿直室 401	宿直室 401		総務課 402
住民福祉課 402	産業課 402		警防課 403
建設課 403	建設課 403		予防課 404
町長室 404	総務課(放送室)(FAX) 499		災害情報室 405
総務課(FAX) 499	太地町 防災局番:272		通信室(FAX) 499
みなべ町 防災局番:255	旧総務課(2F) 400		紀美野町消防本部 防災局番:218
総務課 400	総務課 401		指令室 400
宿直室 401	宿直室 402		警防課 401
総務課(FAX) 499	旧総務課(2F)(FAX) 499		会議室 402
			指令室(FAX) 499











防災電話機にかける場合

- 同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。
- 庁舎外の防災電話機へ 【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
- 県庁の内線電話機から 6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
- 総合庁舎の内線電話機から 8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
- 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から ▲-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

 : 衛星回線が利用可能な局。 **FWA** : 衛星回線を利用する場合、防災局番が通常と異なります。

※ ▲ : 防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
有田市消防本部 防災局番: 247 	串本町消防本部 防災局番: 278 	自衛隊信太山駐屯地 防災局番: 392 	衛星可搬局(運用時のみ) (防災局番なし) 
指令室 400	署事務室 400	第3科 400	総合防災課 7-951
多目的ホール 401	指令室 401	当直司令室 401	東牟婁振興局 7-952
事務室 402	出動準備室 402	作戦室 402	西牟婁振興局 7-953
指令室(FAX) 499	防災事務室 403	第3科(FAX) 499	広域防災拠点用(海草) 7-954
有田川町消防本部 防災局番: 248 	本部事務室 404		広域防災拠点用(西牟婁) 7-955
通信指令室 400	消防長室 405		広域防災拠点用(東牟婁) 7-956
事務室 401	指令室(FAX) 499		広域防災拠点用(伊都) 7-957
作戦室 402	那智勝浦町消防本部 防災局番: 279 FWA		
通信指令室(FAX) 499	衛星用防災局番: 2715		
湯浅広川消防組合 防災局番: 249 	指令室 500		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> 衛星回線のため、 防災内線番号(3桁) の前に必ず【7】が 必要です。 </div>
指令室 400	指令室 501		
作戦会議室 401	指令室(FAX) 599		
研修室 402			
事務室(警防課) 403			
事務室(警防係) 404			
指令室(FAX) 499			
御坊市消防本部 防災局番: 257 			
指令室 400			
事務室 401			
指令室(FAX) 499			
日高広域消防事務組合 防災局番: 258 FWA			
衛星用防災局番: 2525			
指令室 500			
指令室 501			
指令室(FAX) 599			
田辺市消防本部 防災局番: 260 			
指令室 500			
災害対策本部室 501			
総務課 502			
作戦室 503			
指令室(FAX) 599			
白浜町消防本部 防災局番: 267 			
指令室 400			
機械室 401			
消防事務室 402			
指令室(FAX) 499			
新宮市消防本部 防災局番: 277 			
指令室 400			
救急室 401			
会議室 402			
消防長室 403			
事務室 404			
事務室 405			
指令室(FAX) 499			

■災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書

御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町及び日高川町(以下「協定市町」という。)との間で、災害時における応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第67条第1項の規定に基づき、協定市町のいずれかの地域において、法第2条第1号に規定する災害が発生した場合は、協定市町が相互に協力し、その応急対策活動を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(運用体制)

第2条 協定の円滑な運用を図るため、幹事及び副幹事を置くものとする。

2 幹事は、町村会会長の町とし、副幹事は御坊市とするものとする。

3 幹事は、協定運用の総合調整に当たるものとする。

4 副幹事は、幹事が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事の事務を代行するものとする。なお、幹事及び副幹事が被災等により事務を遂行できない場合は、協定市町が協議の上、事務代行者を選任するものとする。

(連絡担当部局)

第3条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請及び種類)

第4条 応援を要請する市町(以下「被災市町」という。)は、災害が発生して協定市町に応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次に掲げる応援を要請するものとする。

(1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

(2)被災者の救出、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)救援、救助、公衆衛生、応急対策、復旧等に必要な職員の派遣

(5)被災者を一時収容するための施設の提供

(6)被災者の一時受入れ

(7)被災者への災害情報の発信

(8)被災者に対する住宅情報の提供

(9)遺体火葬のための施設使用の働きかけ

(10)前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

(要請の手続き)

第5条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は電信により応援を要請した後、速やかに文書を当該協定市町に送付するものとする。

(1)被害の状況

- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での活動内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
(応援の実施)

第 6 条 応援の要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は、法第 67 条第 1 項の規定に基づき、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り応ずるものとする。

2 応援を行う者は、被災市町の指揮の下行動するものとする。

3 協定市町は、前条の規定にかかわらず、いずれかの地域において甚大な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合で、必要であると認めるときは、自らの判断で職員を派遣し、被災市町の情報収集を行うとともに、応援を行うことができるものとする。

4 前項に定める応援を開始した場合は、被災市町に応援の内容をできるだけ速やかに通報するものとする。

(応援経費の負担)

第 7 条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町が協議して別に定めるものとする。

2 被災市町が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町が一時繰替支弁するものとする。

3 第 4 条第 4 号に定める職員が応援に伴い第三者に損害を与え、その損害が応急対策活動の従事中に生じたものについては、被災市町が負担し、それ以外のものについては、応援市町が負担するものとする。

4 第 6 条第 3 項に定める情報収集のため、職員の派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した応援市町が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第 9 条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 7 通を作成し、協定市町は署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 8 月 10 日

御坊市長

美浜町長

日高町長

由良町長

印南町長

みなべ町長

日高川町長

第3条関係 連絡担当部局

幹事：町村会会長町		副幹事：御坊市			
○御坊市	防災対策課	TEL	23-5528	FAX	23-5090
○美浜町	防災企画課	TEL	23-4902	FAX	23-3523
○日高町	総務政策課	TEL	63-2051	FAX	63-2923
○由良町	総務政策課	TEL	65-1801	FAX	65-0282
○印南町	総務課	TEL	42-0120	FAX	42-0662
○みなべ町	総務課	0739 TEL	72-2051	FAX	72-1223
○日高川町	総務課	TEL	22-1700	FAX	22-8779

■印南町災害協定一覧

(平成30年10月現在)

No.	協定先	協定名称
1	公益社団法人日本建築家協会	災害時の被災建物の応急活動等に関する協定
2	公益社団法人日本建築家協会	災害時における住家の被害認定に関する協定
3	一般社団法人和歌山県建築士会	災害時における住家の被害認定に関する協定
4	一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会	災害時における住家の被害認定に関する協定
5	公益社団法人 和歌山県トラック協会	災害発生時における輸送及び荷捌き業務等の協力に関する協定
6	和歌山県LPガス協会 日高支部印南事業部	災害発生におけるLPガス等の供給に関する協定
7	紀州農業協同組合	防災関係の協働事業に関する協定
8	株式会社ココカラファイン ヘルスケア	災害時における生活物資等の供給に関する協定
9	株式会社フジ田産業	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定
10	国土交通省近畿整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ
11	和歌山県自動車整備振興会 御坊支部印南ブロック	災害発生時における復旧支援活動に関する協定
12	印南町内33区	災害発生時相互応援協定
13	社会福祉法人 同仁会	災害時における地域の安心の確保等に関する協定
14	宗教法人弘龍庵	災害時における施設の利用に関する協定
15	東京レジャー開発株式会社 紀南カントリークラブ	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定
16	株式会社日本テクノ	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定
17	印南町建設業協会	災害時及び緊急を要する場合の応急対策業務に関する協定
18	印南町管工事業協会	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定
19	日高医師会	災害時の医療救護に関する協定
20	御坊市、美浜町、日高町、 由良町、みなべ町、日高川町	災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書
21	一般社団法人全国防災共助協会	防災ARシステム利用に関する協定
22	一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会	災害時における住家の被害認定に関する協定書
23	印南町内郵便局	災害発生時における印南町内郵便局の協力に関する協定書
24	関電サービス株式会社	防災情報表示付き電柱広告に関する覚書
25	NPO法人コメリ 災害対策センター	災害時における、物資供給に関する協定
26	有田市、御坊市、美浜町、 由良町、上富田町	災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定
27	御坊日高老人福祉施設事務組合	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書
28	日高環境衛生協同組合 一般社団法人和歌山県清掃連合会	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬及び仮設トイレ設置に関する協定
29	有限会社ワコー産業	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定